

# 児 童 相 談

2014

(平成 25 年度実績)

## 青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室



# はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待については、児童相談所における相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、厚生労働省が発表した平成 25 年度実績では、全国で 73,765 件（速報値）、本県では 822 件と前年より減少していますが、全相談に占める虐待相談の割合は増加しております。

平成 24 年 4 月 1 日に改正民法、改正児童福祉法が施行され、親権停止制度の創設、児童相談所長による親権代行、監護措置等が定められ、児童相談所が担う役割や責任がさらに大きくなっています。

また、平成 24 年 3 月に「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んでいるところです。今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成 25 年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

平成 27 年 1 月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県中央児童相談所長 千葉 文明

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県弘前児童相談所長 久保杉 嘉衛

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室  
青森県八戸児童相談所長 中川原 泰彦

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県五所川原児童相談所長 田沢 定信

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県七戸児童相談所長 太田 明彦

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室  
青森県むつ児童相談所長 田中 孝幸

# 目 次

## 第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況	1
2. 管轄区域図	2
3. 管内面積・人口（児童人口）	3
4. 児童相談所の名称及び所在地	4
5. 組織	5
6. 沿革	8

## 第2 児童相談所の業務

1. 相談業務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 相談の流れ	10
(3) 相談の状況	11
ア 養護相談	14
イ 障害相談	22
ウ 非行相談	23
エ 育成相談	24
2. 判定業務	26
3. 一時保護業務	29
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	29
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	31
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	36

## 第3 児童相談所の事業

1. 子ども虐待防止対策	40
(1) 市町村児童家庭相談レベルアップ事業等	40
(2) 児童相談所法律相談実施事業	40
(3) 子ども虐待ホットライン事業	41
(4) 被虐待児フォローアップ事業	41
(5) カウンセリング強化事業	43
2. 児童環境づくり支援	44
地域の児童環境づくり支援業務	44
3. 精神発達精密健康診査事後指導	45
(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導	45
(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導	47

4. 市町村支援	48
(1) 市町村児童家庭相談支援	48
(2) 要保護児童対策地域協議会	48
5. 里親支援	49
(1) 里親制度普及促進事業	49
(2) 里親委託推進・支援等事業	49

#### 第4 統計表

1-ア 年度別・相談種別児童受付数（六児相合計）	51
イ                    "                    （中央児童相談所）	52
ウ                    "                    （弘前児童相談所）	53
エ                    "                    （八戸児童相談所）	54
オ                    "                    （五所川原児童相談所）	55
カ                    "                    （七戸児童相談所）	56
キ                    "                    （むつ児童相談所）	57
2-ア 年度別・相談経路別児童受付数（六児相合計）	58
イ 児相別・相談経路別児童受付数	59
3-ア 年度別相談処理数（六児相合計）	60
イ 児相別相談処理数	61
4. 年齢別・相談種別児童受付数（六児相合計）	62
5. 市町村別・相談種別児童受付数（六児相合計）	64
6. 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数	66
7. 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数	67
8. 児童福祉施設等措置状況（六児相合計）	68
9. 一時保護の状況の推移	72
10. 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移	74

#### 第5 関係機関との連携状況

1. 連絡会議等	77
2. 各種行事等への参加	81
3. 講師派遣等	82
4. 職員の業務関係研修	84
(参考) 里親会の事業	87



# 第1 児童相談所のあらまし





## 1. 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

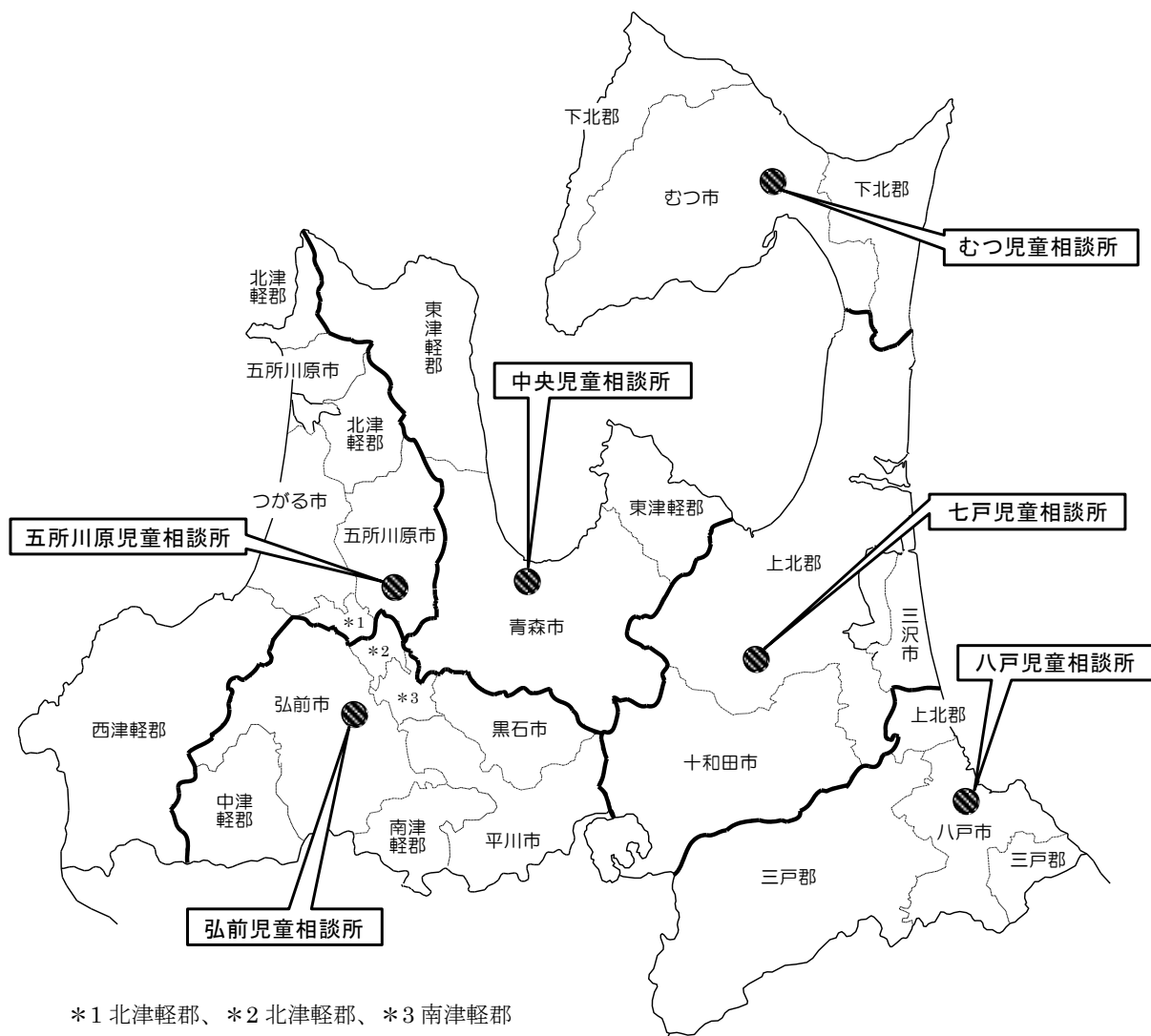
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,645km<sup>2</sup>、人口は1,336,155人、児童人口(18歳未満)は199,160人となっている。(H25.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

## 2. 管轄区域図 (平成26年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町\*2は弘前児童相談所管内  
上北郡のうち、おいらせ町は八戸児童相談所管内

### 3. 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人) 〔26.4.1〕 推計人口	H25.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.62	290,568	293,219	43,897	15.0
	東津軽郡	652.92	23,559	23,965	2,718	11.3
	計	1,477.54	314,127	317,184	46,615	14.7
弘前	弘前市	524.12	178,399	179,831	25,428	14.1
	黒石市	216.96	34,320	34,588	5,275	15.3
	平川市	345.81	32,706	32,910	4,781	14.5
	中津軽郡	246.05	1,488	1,502	165	11.0
	南津軽郡	222.98	33,419	33,778	4,590	13.6
	北津軽郡 (板柳町)	41.81	14,451	14,592	2,026	13.9
	計	1,597.73	294,783	297,201	42,265	14.2
八戸	八戸市	305.40	233,011	234,124	37,542	16.0
	三戸郡	969.38	69,271	70,106	9,541	13.6
	上北郡 (おいらせ町)	71.88	24,058	24,214	4,462	18.4
	計	1,346.66	326,340	328,444	51,545	15.7
五所川原	五所川原市	404.56	55,871	56,564	8,450	14.9
	つがる市	253.85	34,973	35,407	4,786	13.5
	西津軽郡	831.85	19,286	19,640	2,237	11.4
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.74	25,269	25,570	3,438	13.4
	計	1,753.00	135,399	137,181	18,911	13.8
七戸	十和田市	725.67	63,910	64,487	9,885	15.3
	三沢市	120.09	39,945	40,472	7,376	18.2
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,209.17	73,356	74,123	10,734	14.5
	計	2,054.93	177,211	179,082	27,995	15.6
むつ	むつ市	863.80	58,763	59,411	9,366	15.8
	下北郡	551.08	17,274	17,652	2,463	14.0
	計	1,414.88	76,037	77,063	11,829	15.3
合計		9,644.74	1,323,897	1,336,155	199,160	14.9

(注1) 総面積は平成25年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

(注2) 人口は平成25年10月1日現在及び平成26年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

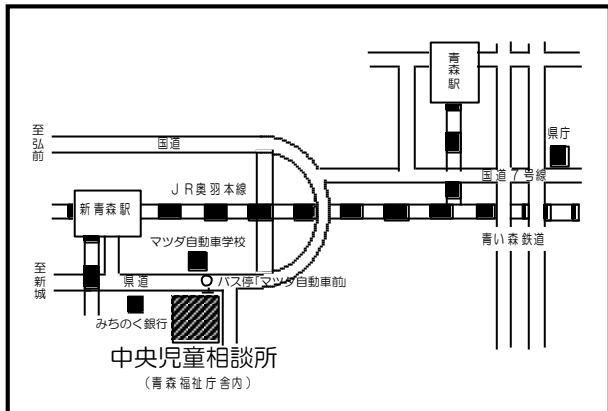
## 4. 児童相談所の名称及び所在地

### 中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744

FAX (017) 781-4175

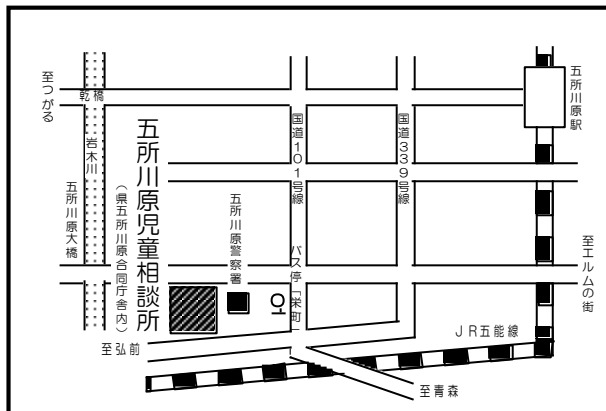


### 五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10

TEL (0173) 38-1555

FAX (0173) 38-4673

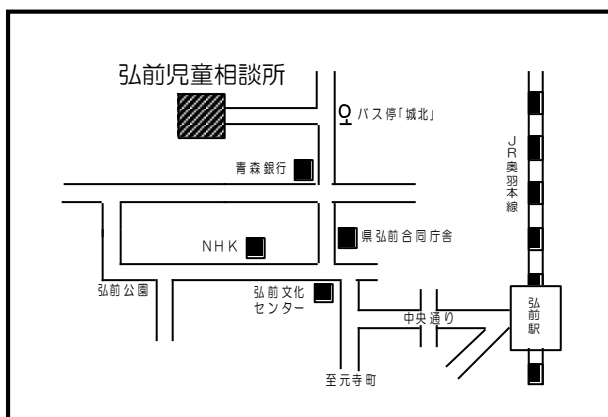


### 弘前児童相談所

〒036-8065 弘前市西城北 1丁目 3-7

TEL (0172) 36-7474

FAX (0172) 36-8726

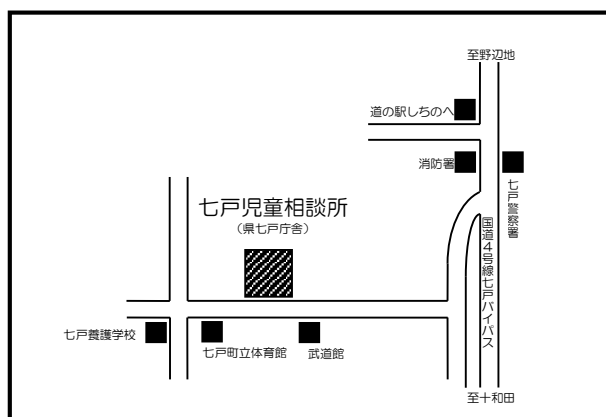


### 七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1

TEL (0176) 60-8086

FAX (0176) 60-8087

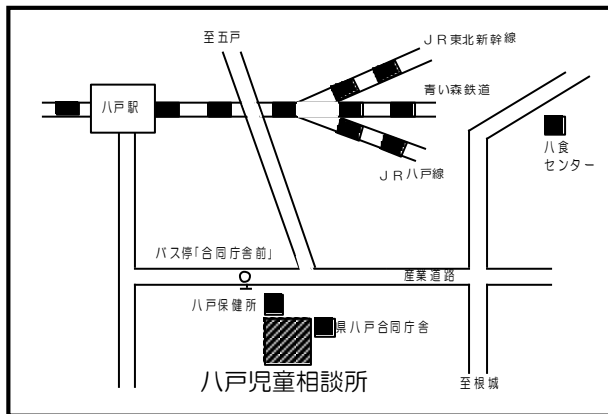


### 八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7

TEL (0178) 27-2271

FAX (0178) 27-2627

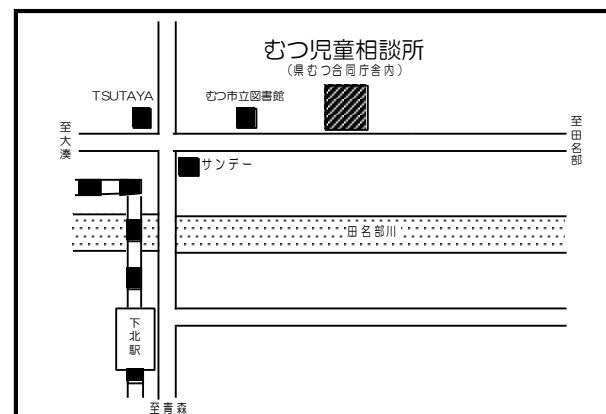


### むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央 1丁目 1-8

TEL (0175) 23-5975

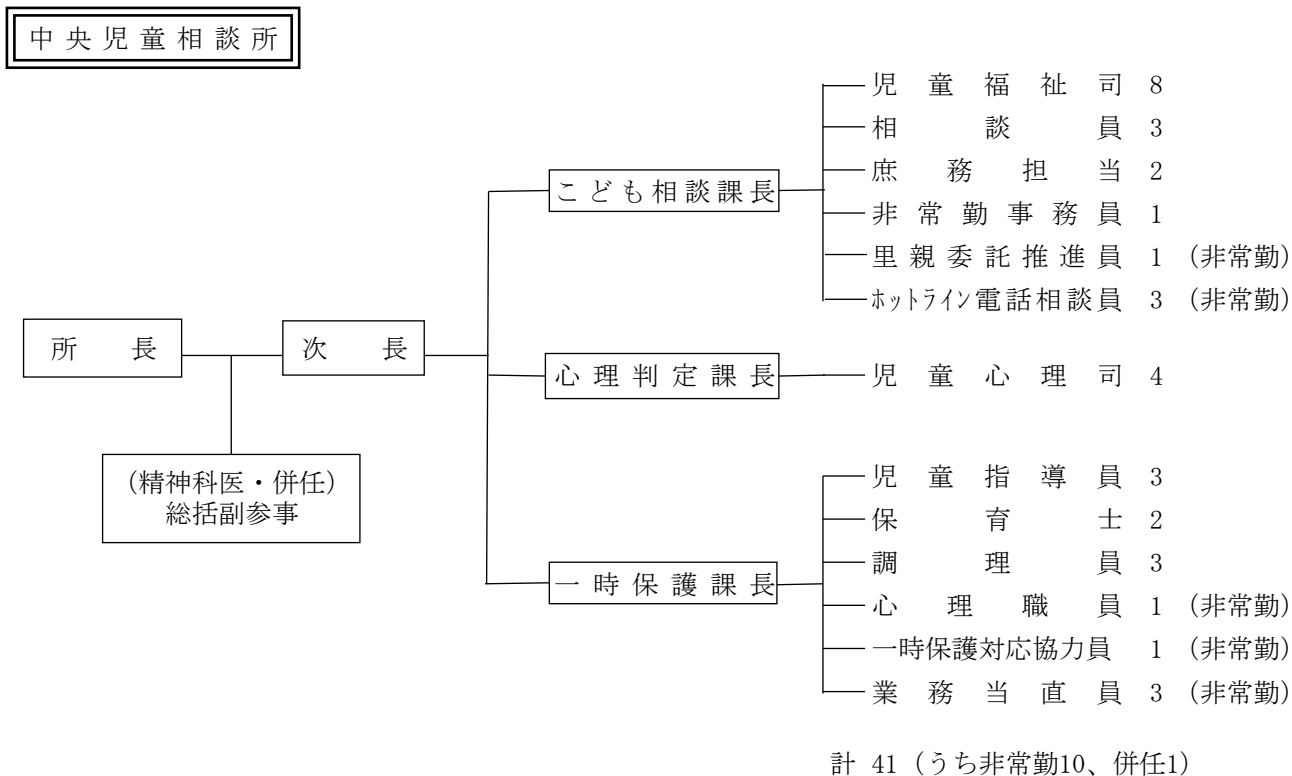
FAX (0175) 23-5982



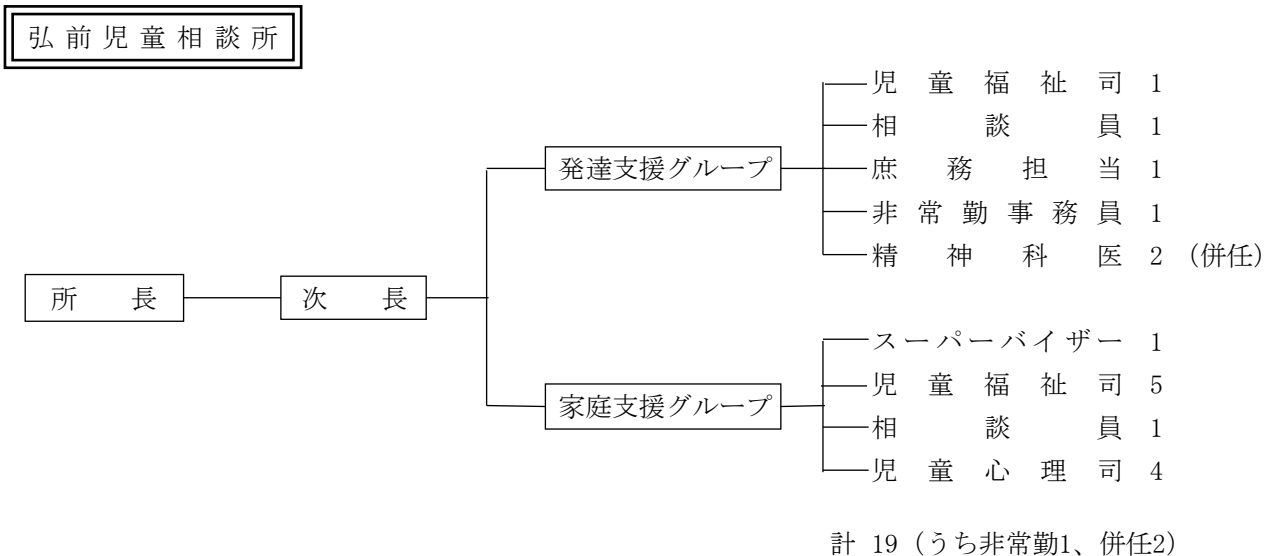
5. 組 織

H26. 4. 1現在

【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

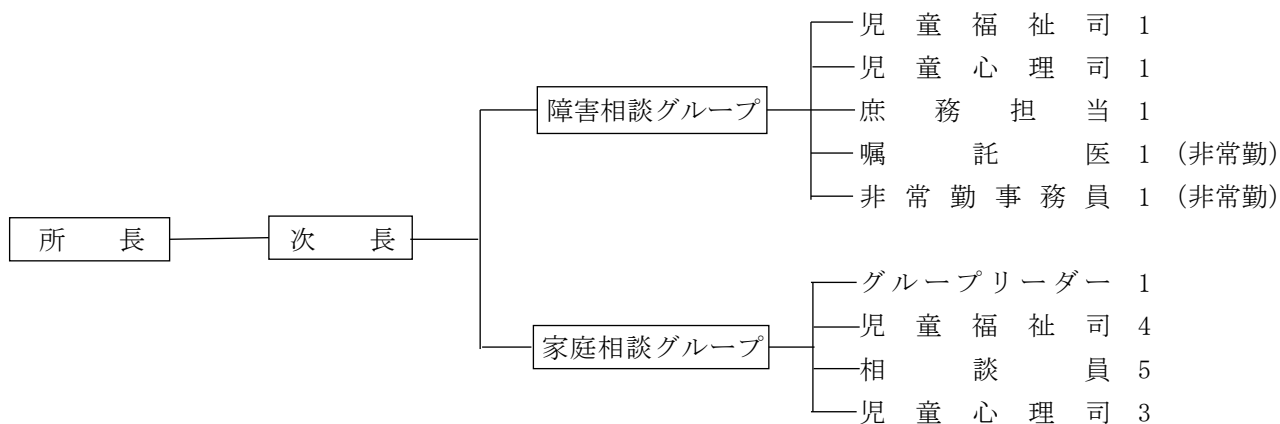


【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

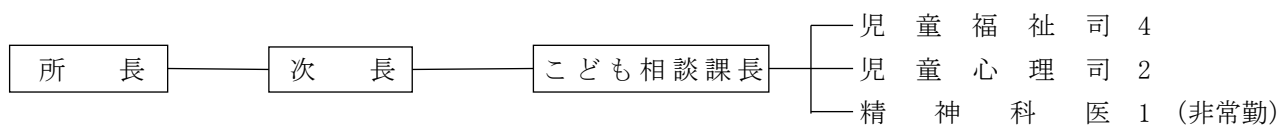
八戸児童相談所



計 20 (うち非常勤2)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

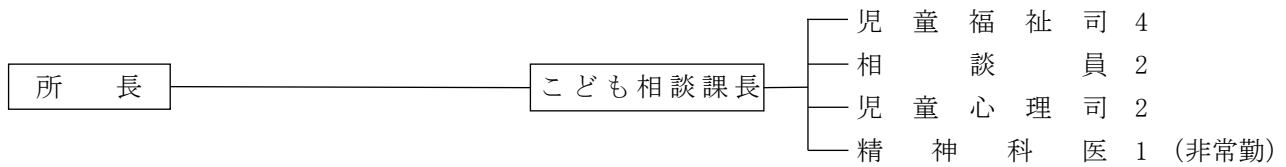
五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

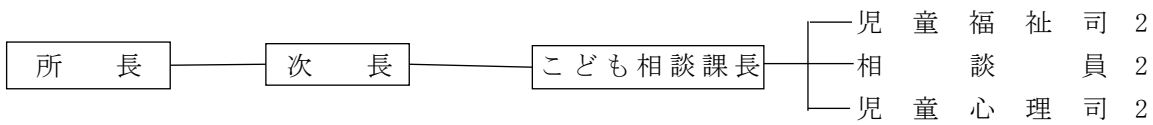
七戸児童相談所



計 11 (うち非常勤1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計 9 (うち非常勤0)

## 6. 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。 一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江一青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。



## 第2 児童相談所の業務

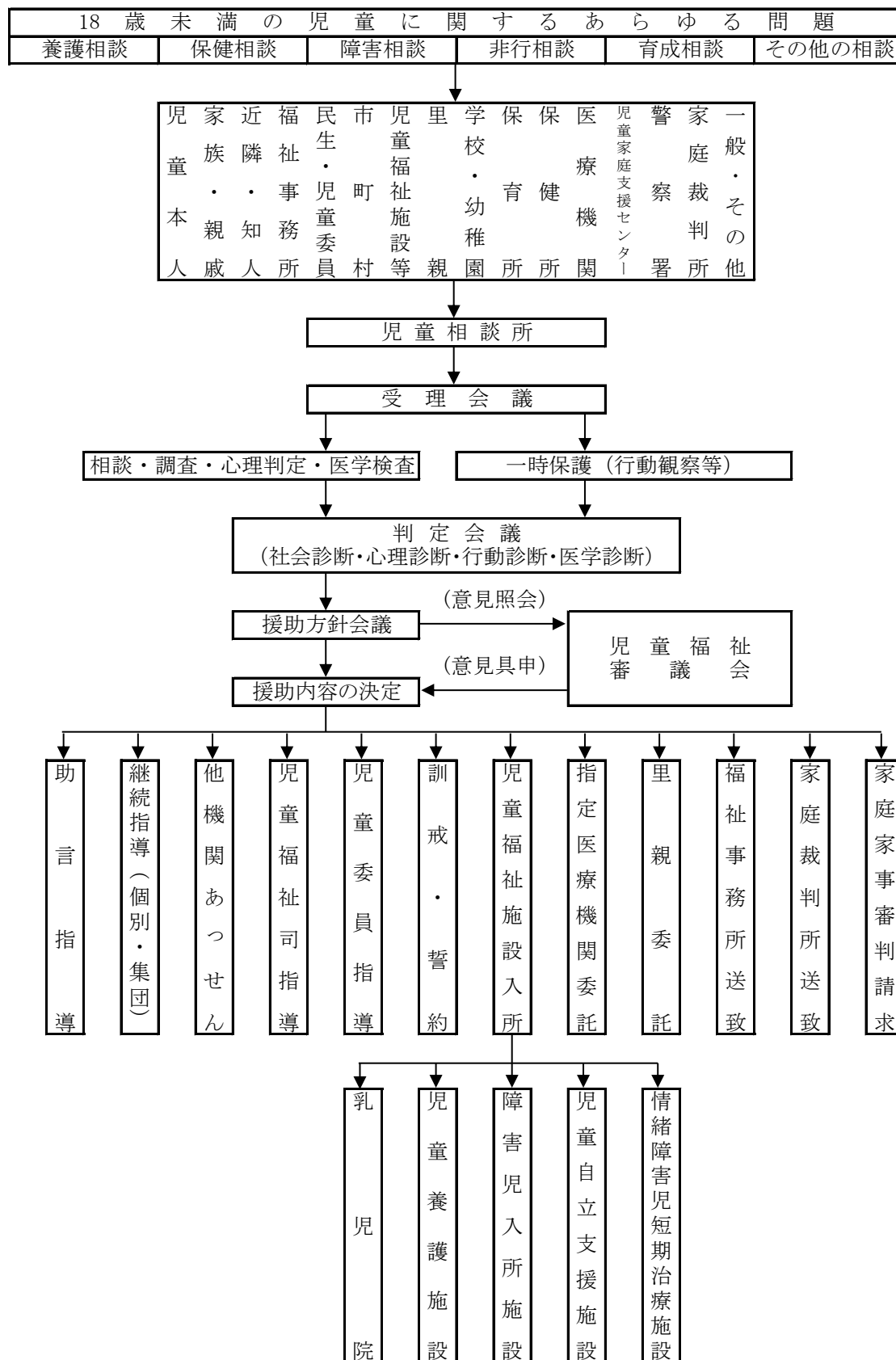


# 1. 相 談 業 務

## (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	自 閉 症 等 相 談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談

## (2) 相談の流れ



### (3) 相談の状況

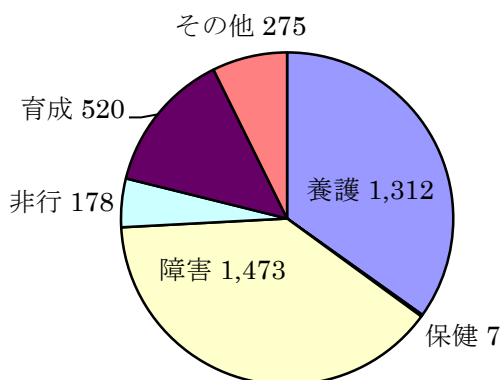
平成25年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は3,765件で平成24年度の3,697件に比べ68件増（前年度比 101.8%）となった。

減少した相談件数は、養護（虐待）相談（36件減）、肢体不自由相談（44件減）、言語発達障害等相談（24件減）、重症心身障害相談（21件減）、自閉症等相談（8件減）、触法行為等相談（9件減）、性格行動相談（31件減）、しつけ相談（1件減）、となっている。

増加した相談件数は、養護（その他）相談（90件増）、保健相談（5件増）、知的障害相談（17件増）、不登校相談（17件増）、適性相談（19件増）、その他の相談（94件増）、となっている。

相談種類別では、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,473件で全体の39.1%（前年度比 94.8%）、虐待相談を含む養護相談が1,312件で34.8%（前年度比 104.3%）、性格行動相談等の育成相談が520件で13.8%（前年度比 100.8%）、その他の相談が275件で7.3%（前年度比 151.9%）、非行相談が178件で4.7%（前年度比 95.2%）、保健相談が7件で0.2%（前年度比 350.0%）となっている。

図1 相談種類別児童受付数



総数 3,765 件

図2 受付件数の推移

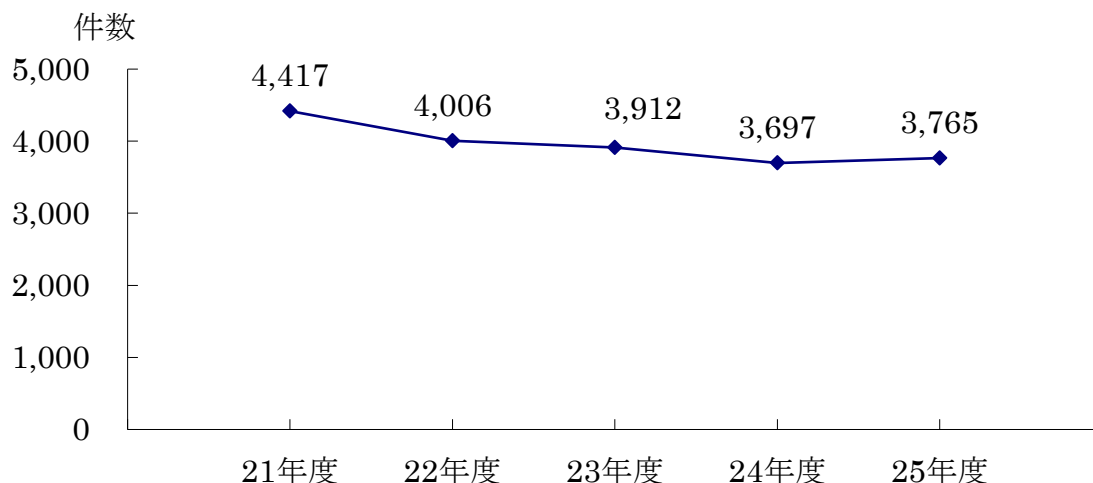
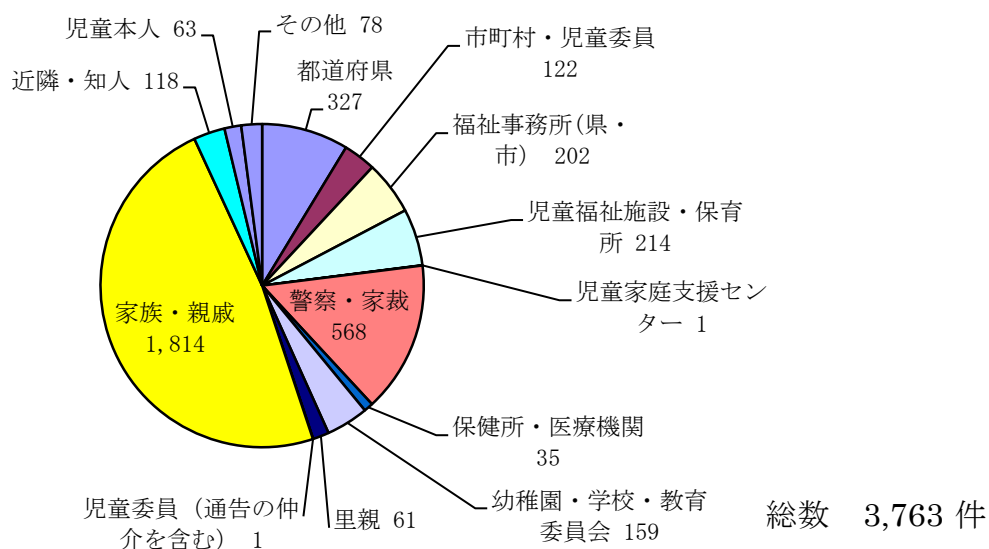


表1 相談種別児童受付数

相談種別 児童虐待 その他	養護		保健		障害			害			非行		育成			その他	
	児童虐待	その他	保健	健康	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	児童しつけ	その他
見相 年度%	24 (%)																
中央	212 (25.0)	132 (15.6)	2 (0.2)		5 (0.6)	18 (2.1)	4 (0.5)	225 (26.6)	3 (0.4)	24 (2.8)	8 (0.9)	136 (16.1)	13 (1.5)	13 (1.5)	17 (2.0)	35 (4.1)	847 (100.0)
	188 (21.2)	155 (17.5)	4 (0.5)		9 (1.0)	27 (3.0)	1 (0.1)	216 (24.4)	3 (0.3)	50 (5.6)	19 (2.1)	89 (10.0)	26 (2.9)	33 (3.7)	10 (1.1)	57 (6.4)	887 (100.0)
弘前	158 (23.5)	62 (9.2)			4 (0.6)		9 (1.3)	285 (42.4)	1 (0.1)	16 (2.4)	18 (2.7)	65 (9.7)	13 (1.9)	8 (1.2)	7 (1.0)	26 (3.9)	672 (100.0)
	136 (18.2)	103 (13.8)	3 (0.4)		1 (0.1)	4 (0.5)	5 (0.7)	287 (38.4)	3 (0.4)	18 (2.4)	16 (2.1)	68 (9.1)	10 (1.3)	5 (0.7)	9 (1.2)	80 (10.7)	748 (100.0)
八戸	197 (19.9)	94 (9.5)			50 (5.1)	15 (1.5)	12 (1.2)	370 (37.4)	5 (0.5)	39 (3.9)	23 (2.3)	61 (6.2)	19 (1.9)	30 (3.0)	16 (1.6)	59 (6.0)	990 (100.0)
	209 (21.0)	133 (13.4)			14 (1.4)	11 (1.1)	4 (0.4)	356 (35.9)	3 (0.3)	18 (1.8)	12 (1.2)	75 (7.6)	20 (2.0)	29 (2.9)	16 (1.6)	93 (9.4)	993 (100.0)
五所川原	73 (22.4)	22 (6.7)			11 (3.4)	3 (0.9)	5 (1.5)	138 (42.3)	19 (5.8)	11 (3.4)	13 (4.0)	12 (3.7)	4 (1.2)	2 (0.6)		13 (4.0)	326 (100.0)
	48 (15.8)	17 (5.6)			7 (2.3)	6 (2.0)		162 (53.5)	12 (4.0)	8 (2.6)	4 (1.3)	15 (5.0)	6 (2.0)	3 (1.0)	3 (1.0)	12 (4.0)	303 (100.0)
七戸	162 (25.6)	73 (11.5)			16 (2.5)	47 (7.4)	5 (0.8)	203 (32.0)	2 (0.3)	17 (2.7)	11 (1.7)	42 (6.6)	10 (1.6)	24 (3.8)	3 (0.5)	19 (3.0)	634 (100.0)
	146 (25.1)	72 (12.4)			9 (1.5)	19 (3.3)	4 (0.7)	204 (35.1)	1 (0.2)	15 (2.6)	8 (1.4)	41 (7.1)	12 (2.1)	26 (4.5)	2 (0.3)	22 (3.8)	581 (100.0)
むつ	44 (19.3)	29 (12.7)			6 (2.6)	8 (3.5)	1 (0.4)	83 (36.4)		6 (2.6)	1 (0.4)	19 (8.3)	2 (0.9)			29 (12.7)	228 (100.0)
	83 (32.8)	22 (8.7)			8 (3.2)		1 (0.4)	96 (37.9)		4 (1.6)	6 (2.4)	16 (6.3)	4 (1.6)		2 (0.8)	11 (4.3)	253 (100.0)
合計	846 (22.9)	412 (11.1)	2 (0.1)		92 (2.5)	91 (2.5)	36 (1.0)	1,304 (35.3)	30 (0.8)	113 (3.1)	74 (2.0)	335 (9.1)	61 (1.6)	77 (2.1)	43 (1.2)	181 (4.9)	3,697 (100.0)
	810 (21.5)	502 (13.3)	7 (0.2)		48 (1.3)	67 (1.8)	15 (0.4)	1,321 (35.1)	22 (0.6)	113 (3.0)	65 (1.7)	304 (8.1)	78 (2.1)	96 (2.5)	42 (1.1)	275 (7.3)	3,765 (100.0)

相談の経路別の受付状況は、図3のとおりである。家族・親戚からの相談が1,814件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が568件、都道府県からの相談が327件等となっている。

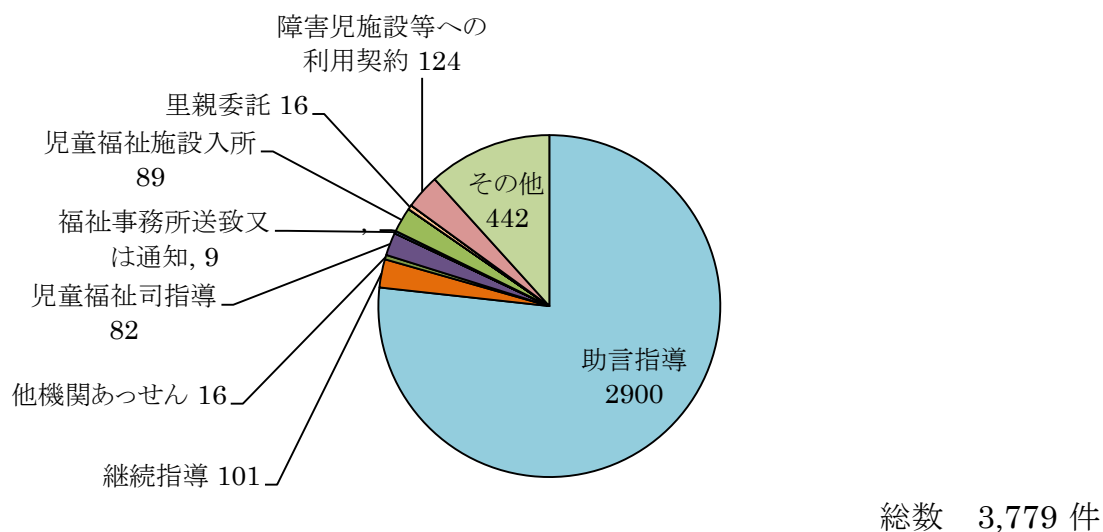
図3 経路別児童受付



※ 図1と図3の合計数に誤差が生じるのは、図1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、図3は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

平成25年度中に措置・処理した件数は3,779件である。助言指導で処理をしたものが2,900件で76.7%を占め、次いでそのほかが442件、障害児施設等への利用契約が124件、継続指導が101件等となっている。

図4 措置・処理の状況



※ 4の措置・処理件数の中には、25年度未処理のものは含まれていない。

## ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表2のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が89.0%（前年度比101.1%）を占めている。

表2 養護相談の理由別処理件数

処 理	理由別				家 族 環 境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
児童福祉施設入所		1		13	22	34	1	71
里親委託				1		12	2	15
助言指導	1		2	36	704	261	80	1084
継続指導					18	14	1	33
児童福祉司指導					42	19	3	64
その他				1	36	19	4	60
計 (%)	1 (0.1)	1 (0.1)	2 (0.2)	51 (3.8)	822 (61.9)	359 (27.1)	91 (6.9)	1,327 (100.0)

## ※ 子ども虐待関係

表3 虐待相談処理（対応）件数

年度	児相	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成23年度		210 (1)	127 (2)	222	31	55	53 (1)	698 (4)
平成24年度		204	153 (4)	196	73	171 (2)	45	842 (6)
平成25年度		202 (13)	138	212 (1)	50 (1)	140 (1)	80 (1)	822 (17)

注：（ ）は電話相談再掲

図5 虐待相談処理件数の推移

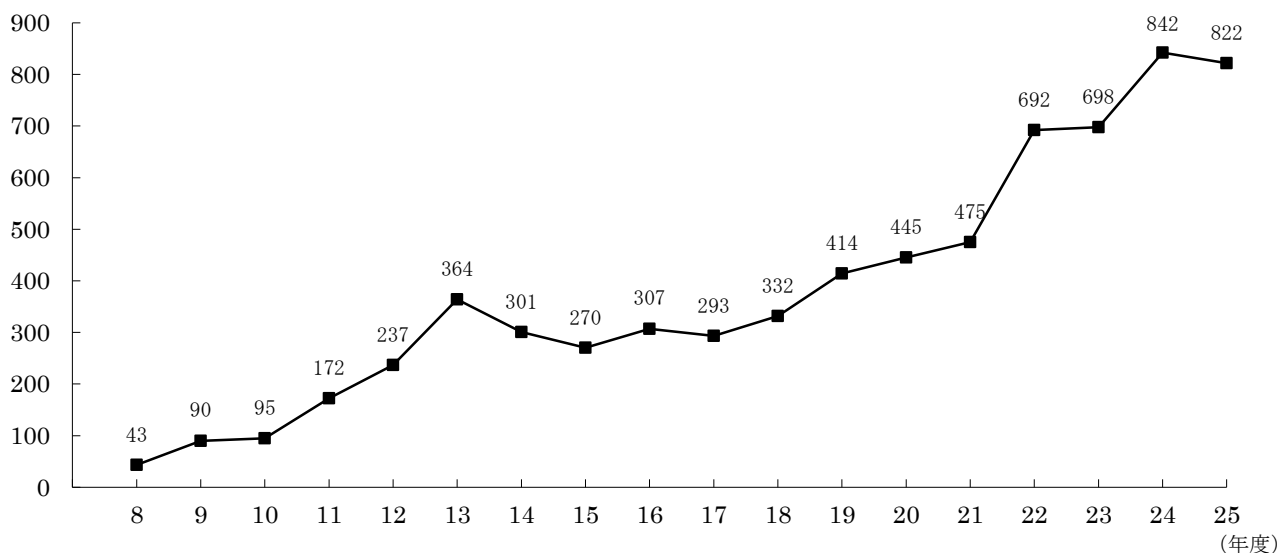




表4 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	23		39	1	143	27 (1)	210 (1)
	24		45	3	136	20	204
	25		83 (4)	3	102 (4)	14 (5)	202 (13)
弘 前	23		53	2	48	24 (2)	127 (2)
	24		71 (1)	1 (1)	48	33 (2)	153 (4)
	25		42		86	10	138
八 戸	23		63	4	91	64	222
	24		64	2	99	31	196
	25		70	2	121 (1)	19	212 (1)
五所川原	23		4	1	13	13	31
	24		12		31	30	73
	25		12 (1)		25	13	50 (1)
七 戸	23		33		8	14	55
	24		64	4 (2)	35	68	171 (2)
	25		37	2	58 (1)	43	140 (1)
む つ	23		16		20	17 (1)	53 (1)
	24		11	3	17	14	45
	25		19 (1)		45	16	80 (1)
計	23		208	8	323	159 (4)	698 (4)
	24		267 (1)	13 (3)	366	196 (2)	842 (6)
	25		263 (6)	7	437 (6)	115 (5)	822 (17)

注：（ ）は電話相談の再掲

表5 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容		身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				合計			
	年齢	性別	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
平成24年度	0～3歳未満		22	23		45					45	33		78	21	15		36	88	71		159
		3～学齢前児童	27	20		47	1			1	49	35		84	29	20		49	106	75		181
	小学生	53	53		106	1	7		8	53	71	2	126	28	39		67	135	170	2	307	
	中学生	23	20		43	1	2		3	23	31		54	16	18		34	63	71		134	
	高校生・その他	7	18		25		1		1	13	10		23	5	6		11	25	35		60	
	不詳			1	1																1	1
平成25年度	0～3歳未満		132	134	1	267	3	10		13	183	180	2	365	99	98		197	417	422	3	842
		3～学齢前児童	21	20		41				1	50	44		94	9	10		19	79	68	1	148
	小学生	50	47		97	1	2		3	70	81		151	29	24		53	150	154		304	
	中学生	34	21		55		2		2	31	27		58	11	3		14	76	53		129	
	高校生・その他	14	20	1	35		1		1	10	21		31	2	4		6	26	46	1	73	
	不詳									1	2		3					1	2		3	
	計	139	122	2	263	1	6		7	216	221		437	63	52		115	419	401	2	822	

注：（ ）は電話相談の再掲

表6 虐待相談通告経路

年度	経路	家族	親	隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童施設等	警察等	学校等	市町村	その他	虐待者本人 (再掲)	計
平成24年度	中	2	1	31	3				2	2	149	4	4	6		204
	弘	26 (3)		25			2	2	5	7	59	15 (1)	8	4	1 (1)	153 (4)
	八	23		21	3				7	5	105	17	9	6	3	196
	五	6	2	2							54	6	1	2	3	73
	七	21 (2)	19	7	1				2	7	54	24	21	6	11 (1)	171 (2)
	む	2	3	1	1							3	9	4		45
	計	80 (5)	25	87	8		10	2	16	21	442	69 (1)	52	28	18 (2)	842 (6)
平成25年度	中	31 (1)	6 (4)	7 (3)	5		1		2	3	115	11 (4)	3	18 (1)	7	202 (13)
	弘	12		17	2		1		5		85	4	7	5	4	138
	八	23	4	17 (1)	1				5	9	119	13	10	11	8	212 (1)
	五	6	1								31	6	4 (1)	2	3	50 (1)
	七	18	5 (1)	3				1	2	3	54	12	11	16	7	140 (1)
	む	4	8	18							30	9		9 (1)		80 (1)
	計	94 (1)	24 (5)	62 (4)	8		17	2	14	15	434	55 (4)	35 (1)	61 (2)	29	822 (17)

注：( ) は電話相談の再掲

表7 虐待者について

年度	虐待者 児相	実父	実父以外 の親	実母	実母以外 の親	祖父	祖母	兄弟	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	両親 (再掲)	計
		父	の親	母	の親	父	母	弟	弟	弟	戚	他	詳		
平成24年度	中央	105	15	70								14		5	204
	弘前	73 (2)	10	60 (2)	1							9			153 (4)
	戸	90	13	83	1	3	1				1	2	2		196
	五所川原	27	1	44								1			73
	七戸	58	12 (1)	94	2 (1)	1	2					2		8	171 (2)
平成25年度	つむ	20	1	15	6	3									45
	計	373 (2)	52 (1)	366 (2)	10 (1)	7	3				1	28	2	13	842 (6)
	中央	86 (5)	12	86 (8)								18		4	202 (13)
	弘前	89	6	40								3			138
	八戸	117 (1)	20	65	2	1	1					6			212 (1)
平成25年度	五所川原	22	5	21 (1)	2										50 (1)
	七戸	62	7	62	4 (1)		3						2	4	140 (1)
	つむ	38	11 (1)	26	1							4			80 (1)
	計	414 (6)	61 (1)	300 (9)	9 (1)	1	4					31	2	8	822 (17)

注：（ ）は電話相談の再掲

表8 虐待相談処理状況

年度	処理 児相	助 言 指 導	継 続 指 導	他あ っ 機 せ 関 ん	児指 童 福 祉 司 導	児施 童 設 等 福 祉 入 社 所	里 親 委 託	そ の 他	計
平成 24 年 度	中 央	180	3		1	13	1	6	204
	弘 前	145 (4)	3		3	1		1	153 (4)
	八 戸	157	2		15	14	3	5	196
	五所川原	57	8		4	4			73
	七 戸	150 (2)			6	8		7	171 (2)
	む つ	26			17	2			45
	計	715 (6)	16		46	42	4	19	842 (6)
平成 25 年 度	中 央	166 (12)	13		3	5		15 (1)	202 (13)
	弘 前	132	4					2	138
	八 戸	186 (1)	1		10	6		9	212 (1)
	五所川原	37 (1)			7	4		2	50 (1)
	七 戸	116 (1)			12	6		6	140 (1)
	む つ	68 (1)			10	1		1	80 (1)
	計	705 (16)	18		42	22		35 (1)	822 (17)

注：（ ）は電話相談の再掲  
 その他は、福祉事務所送致等

※ 家族再統合にかかる取り組み状況

表9 家族再統合の取り組みにかかる評価

	対 象 ケ ー ス	ケース数 (件)	対象ケース全体に占める割合
施設入所	家庭復帰したケース	25	32%
	親子関係や生活の改善が見られたケース	31	40%
	変化が見られなかったケース	21	27%
	計	77	100%
在宅	親子関係や生活の改善が見られたケース	33	87%
	変化が見られなかったケース	5	13%
	計	38	100%

表10 家族再統合ケース数

年度 (件数) 対象ケース		平成25年度 (件数)				平成24年度 (件数)			
		終了	進行中	中断	計	終了	進行中	中断	計
施設入所	法28条ケース		5		5	1	5		6
	家庭引き取り前提	12	16	2	30	11	27	2	40
	引き取り前提なし	3	36	3	42	4	36	5	45
在宅	在宅	22	14	2	38	26	11	1	38
計		37	71	7	115	42	79	8	129

※ 里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

県内の委託状況は表11のとおりである。（前年度登録里親数 119、委託里子数 55）

表11 県内の里親・里子の状況

(平成26年3月末現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	受託率 (%)	
中 央	29	14	48.3	18
弘 前	21	6	28.6	7
八 戸	31	11	35.5	23
五 所 川 原	14	4	28.6	3
七 戸	16	8	50.0	7
む つ	8	3	37.5	3
計	119	46	38.7	61

※ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

県内の利用状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況

(平成26年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所 (年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	3	18			1		3	
弘 前					1			
八 戸	2	12	3		2		10	
五 所 川 原								
七 戸					1			
む つ								
計	5	30	3		5		13	

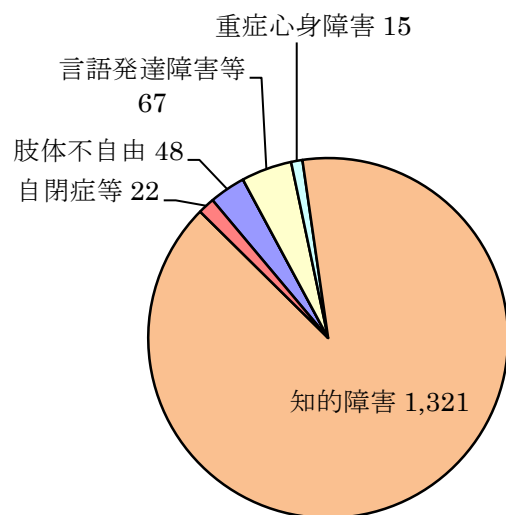
※ 里親等委託率（平成26年3月末現在）

$$= \frac{\text{里親委託児童数(61人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(13人)}}{\text{乳児院入所児童(18人)} + \text{養護施設入所児童(273人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(74人)}} = 20.3\%$$

## イ 障害相談

障害相談は、件数・割合とも他の相談を圧倒しており、その中でも知的障害相談は障害相談の89.7%を占めている。

図6 障害相談受付件数



総数 1,473 件

表13 障害児施設別利用状況

(平成26年3月末現在)

施設種別 児相	福（祉型知的障害児入所施設）	福（祉型自閉症児入所施設）	福（祉型障害児入所施設）	福（祉型ろうあ児入所施設）	医（療型障害児入所施設）	医（療型障害児入所施設）	指（定重症心身障害児関）	合計
中央	8						2	10
弘前	21						11	32
八戸	26				11	4	3	44
五所川原	11				1		5	17
七戸	22				4	2	1	29
むつ	23				3	1		27
合計	111				19	7	22	159



## ウ 非行相談

非行相談は前年度より9件の減少となっており、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることが多い。

図7 非行相談の受付件数の推移

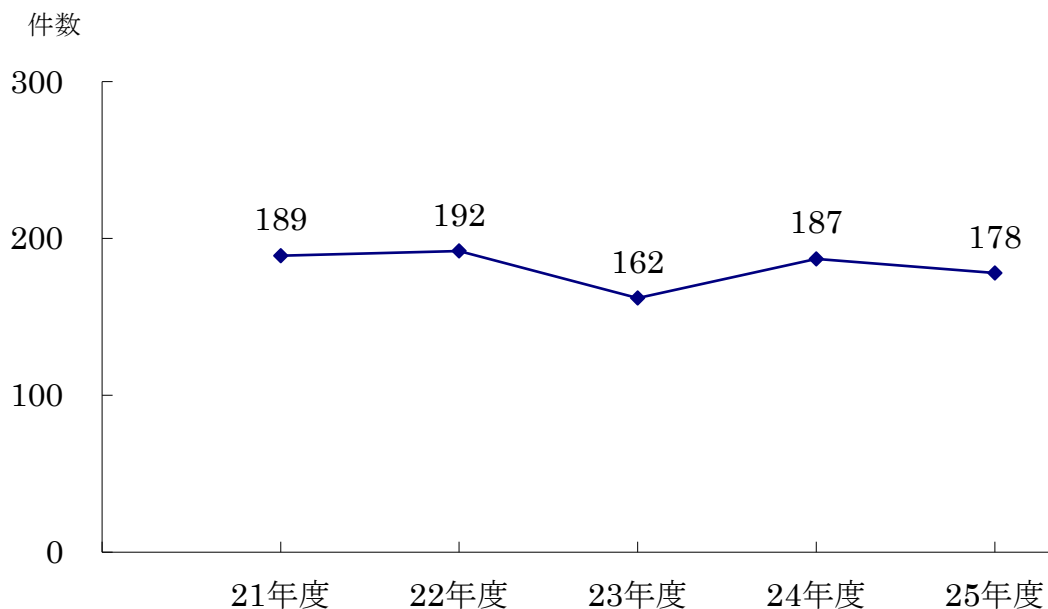


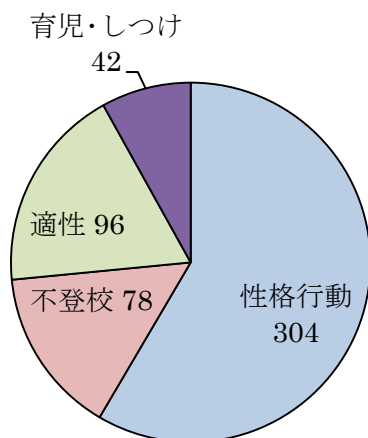
表14 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	ぐ犯行為等相談								触法行為等相談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所				2	1		1	2	3				9
助言指導	8			46	6		1	23	34	1		7	126
継続指導	1				1		3	1	6	1			13
児童福祉司指導	2				1			2	4	1	2	2	14
その他	1							2	8	6		1	18
計	12			48	9		5	30	55	9	2	10	180

## エ 育成相談

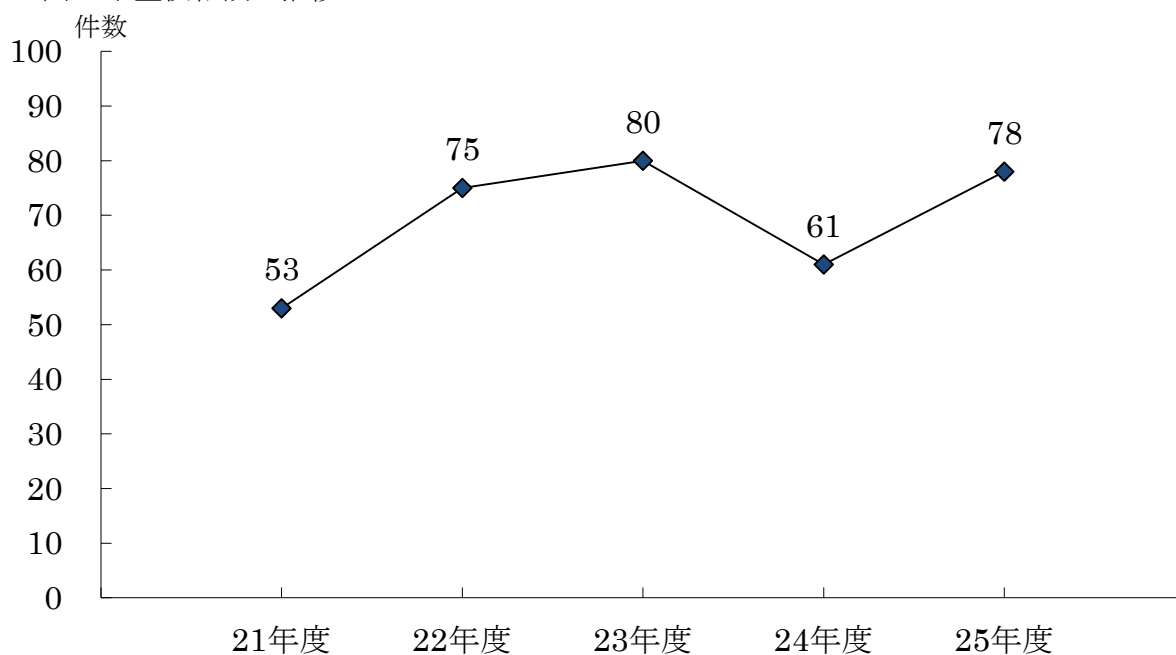
育成相談の相談内容による受付状況は図8のとおりで、前年度の516件に比べ4件増加している。減少した相談内容は、性格行動相談304件（前年度 335件） 育児・しつけ相談42件（前年度43件） 、増加した相談内容は、不登校相談78件（前年度 61件） 適性相談96件（前年度 77件） となっている。

図8 育成相談受付件数



総数 520 件

図9 不登校相談の推移



※ 不登校相談について

平成25年度の不登校相談受付件数は、前年度と比べ17件増加している。

表15 不登校相談受付件数

年度 児相	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中 央	11	15	16	13	26
弘 前	8	13	18	13	10
八 戸	16	19	14	19	20
五所川原	9	11	6	4	6
七 戸	5	11	20	10	12
む つ	4	6	6	2	4
合 計	53	75	80	61	78

表16 不登校相談処理状況

処 理 児相	助言指導	継続指導	福祉司指導	施設入所	その他	計
中 央	26					26
弘 前	9	1				10
八 戸	19					19
五所川原	4					4
七 戸	12					12
む つ	4					4
合 計	74	1				75

## 2. 判定業務

相談判定件数は表17のとおり1215件で、前年度に比べ71件減少（前年度比94.5%）しており、相談件数に対する判定実施の割合は32.3%（前年度34.7%）で、前年度に比べ2.41ポイント減少している。判定件数を相談種別でみると、障害相談に関するもの、養護相談に関するもの、育成相談に関するものの順になっている。

医学的・心理診断指導については、表18のとおりである。医学的診断指導は前年度に比べ209件減少、心理診断指導では214件増加となっている。

表17 相談種別別判定件数

見 相 相談種別	中 央	弘 前	八 戸	五所川原	七 戸	む つ	計
養 護	25	15	18	24	29	35	146
保 健	1						1
肢 体 不 自 由							
視 聴 覚 障 害							
言語発達障害等	24	3		12	8		47
重症心身障害		2					2
知 的 障 害	151	194	203	105	100	69	822
自 閉 症 等	2			5			7
ぐ 犯 行 為 等	4	3	3	6	1	4	21
触 法 行 為 等	4	11	3	3	2	2	25
性 格 行 動	18	28	9	8	12	5	80
不 登 校	2	3		3	2		10
適 性	14	2	7	3	23	1	50
育 児 ・ し つ け					1		1
そ の 他	2	1					3
計	247	262	243	169	178	116	1,215

表18 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	計	
中央	児童	58	135		193	182	200	34		279	695
	保護者	47			47					226	226
	その他	16			16	1	1			112	114
弘前	児童	72			72	197	165	80	17	345	804
	保護者	71			71				7	233	240
	その他	8			8					105	105
八戸	児童	95			95	210	83	47	9	276	625
	保護者	108			108				1	231	232
	その他	18			18	1				60	61
五所川原	児童	57			57	145	33	54	86	218	536
	保護者	64			64					213	213
	その他	2			2					66	66
七戸	児童	42			42	150	83	36	15	244	528
	保護者	46			46				1	163	164
	その他	17			17					160	160
むつ	児童	25			25	51	56	14	1	153	275
	保護者	28			28					91	91
	その他	6			6					82	82
合計	児童	349	135		484	935	620	265	128	1,515	3,463
	保護者	364			364				9	1,157	1,166
	その他	67			67	2	1			585	588
	計	780	135		915	937	621	265	137	3,257	5,217

図10 判定件数の推移

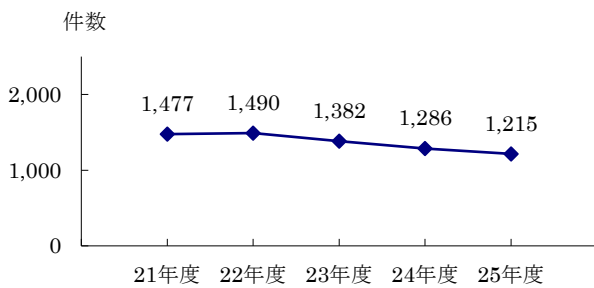


図11 医学的診断指導件数の推移

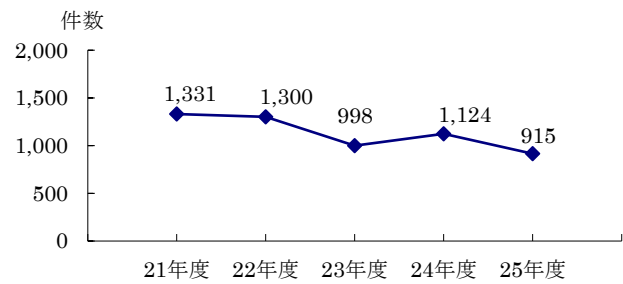


図12 心理診断指導件数の推移

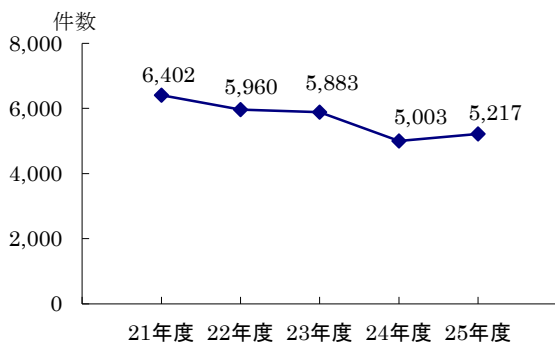


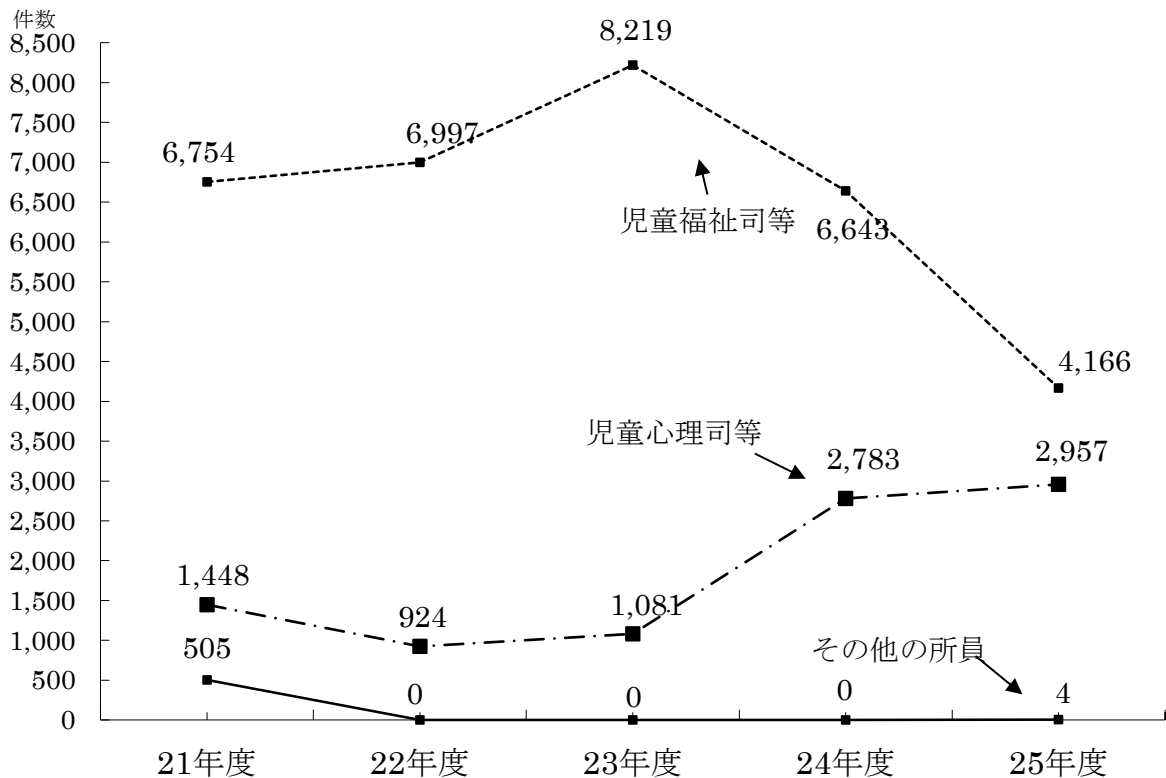
表19 判定書（証明書等）等の交付状況

内 容	児 相						合 計
	中 央	弘 前	八 戸	五所川原	七 戸	む つ	
特別児童扶養手当診断書	9	22	43	39	12	9	134
愛 護 手 帳	158	189	207	103	98	51	806
障 害 児 保 育 意 見 書	7		3	1	16		27
そ の 他 (福祉手当・障害証明書等)	49	44	52	48	33	10	236
合 計	223	255	305	191	159	70	1,203

表20 心理療法・カウンセリングの状況

対 象 別		心理療法・カウンセリングの状況			
		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
六 児 相 合 計	児 童		1,058	763	
	保 護 者	8	384	1,688	
	そ の 他	2	1,515	1,715	4
	計	10	2,957	4,166	4

図13 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



### 3. 一時保護業務

#### (1) 県内児童相談所の一時的保護の状況

##### ア 実人員及び延人員

平成25年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む。)した児童の実人員の総数は164人であり、前年度に比べ26人の減少となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、弘前で1人、五所川原で1人の増であるが、中央で4人、八戸で13人、七戸で3人、むつで5人の減であった。「所内保護」では、弘前で1人、八戸で2人の増であった。「保護委託」では、弘前で1人、むつで2人の増であるが、中央で3人、八戸で3人、五所川原で1人、七戸で2人の減であった。

また、延人員の総数は3,130人であり、前年度と比べ954人減少している。

表21 一時保護の状況 (六児相)

(単位：人)

区分 年度	児相別	保護の内容	実人員	延人員
24 年 度	中央	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	30	772
		昼間一時保護		
		保護委託	21	268
		計	51	1,040
	弘前	中央児相の一時保護	7	228
		所内保護	1	1
		保護委託	6	102
		計	14	331
	八戸	中央児相の一時保護	27	821
		所内保護	8	8
		保護委託	29	452
		計	64	1,281
	五所川原	中央児相の一時保護	5	135
		所内保護		
		保護委託	13	250
		計	18	385
	七戸	中央児相の一時保護	12	489
		所内保護	1	1
		保護委託	16	229
		計	29	719
	むつ	中央児相の一時保護	9	285
		所内保護		
		保護委託	5	43
		計	14	328
合計	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	90	2,730	
	所内保護(中央昼間分含む)	10	10	
	保護委託	90	1,344	
	計	190	4,084	
25 年 度	中央	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	26	681
		昼間一時保護		
		保護委託	18	265
		計	44	946
	弘前	中央児相の一時保護	8	250
		所内保護	2	2
		保護委託	7	35
		計	17	287
	八戸	中央児相の一時保護	14	457
		所内保護	10	10
		保護委託	26	201
		計	50	668
	五所川原	中央児相の一時保護	6	245
		所内保護		
		保護委託	12	321
		計	18	566
	七戸	中央児相の一時保護	9	298
		所内保護	1	1
		保護委託	14	151
		計	24	450
	むつ	中央児相の一時保護	4	157
		所内保護		
		保護委託	7	56
		計	11	213
合計	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	67	2,088	
	所内保護(中央昼間分含む)	13	13	
	保護委託	84	1,029	
	計	164	3,130	

## イ 相談種類別一時保護児童数

平成25年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が95人(57.9%)と最も多く、次いで養護(その他)が41人(25.0%)、非行が16人(9.8%)、育成が12人(7.3%)であり、養護が合計で136人(82.9%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が19人減、養護(その他)が16人増、非行が20人減、育成が1人減、保健・その他が2人減となっている。

延人員では、養護(児童虐待)が1,834人(58.6%)、養護(その他)が670人(21.4%)、育成が345人(11.0%)、非行が281人(9.0%)の順で、養護が合計で2,504人(80.0%)となっている。

表22 相談種類別一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (ぐ犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
24 年 度	中 央	実人員	28	13	41		6	4		51
		延人員	608	198	806		62	172		1,040
	弘 前	実人員	7	1	8		1	3	2	14
		延人員	144	16	160		61	89	21	331
	八 戸	実人員	45	4	49		13	2		64
		延人員	839	38	877		302	102		1,281
	五所川原	実人員	7	2	9		9			18
		延人員	185	20	205		180			385
	七 戸	実人員	25	1	26		2	1		29
		延人員	567	36	603		56	60		719
	む つ	実人員	2	4	6		5	3		14
		延人員	49	71	120		147	61		328
	合 計	実人員	114	25	139		36	13	2	190
		延人員	2,392	379	2,771		808	484	21	4,084
25 年 度	中 央	実人員	16	20	36		7	1		44
		延人員	434	312	746		162	38		946
	弘 前	実人員	4	3	7		5	5		17
		延人員	35	27	62		44	181		287
	八 戸	実人員	39	5	44		3	3		50
		延人員	460	76	536		73	59		668
	五所川原	実人員	14	4	18					18
		延人員	488	78	566					566
	七 戸	実人員	17	5	22		1	1		24
		延人員	354	92	446		2	2		450
	む つ	実人員	5	4	9			2		11
		延人員	63	85	148			65		213
	合 計	実人員	95	41	136		16	12		164
		延人員	1,834	670	2,504		281	345		3,130



## (2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

### ア 実人員及び延人員等

平成25年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて67人であり、前年度と比べて23人減少している。個別に見ると、中央が4人、八戸が13人、七戸が3人、むつが5人の減、弘前が1人、五所川原が1人の増となっている。

延人員では県内六児童相談所で2,088人であり、前年度と比べて642人減少している。個別に見ると、中央（昼間一時保護を除く。）が91人、八戸が364人、七戸が191人、むつが128人の減、弘前が22人、五所川原が110人の増となっている。

一日平均の一時保護人員は5.7人（前年度比 1.8人減）、一人平均の一時保護日数は31.2日（前年度比 0.9日増）となっている。

### イ 相談種別別保護児童数

平成25年度に一時保護した児童の相談種別の実人員は、養護が45人(67.2%) [児童虐待は38人(56.7%)、その他は7人(10.4%)]、非行が12人(17.9%)、育成が10人(14.9%)の順となっている。また、延人員では、養護が1472人(70.5%) [児童虐待は1209人(57.9%)、その他は263人(12.6%)]、育成が342人(16.4%)、非行が274人(13.1%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ23人減少となっているが、個別に見ると養護が7人、非行が15人、育成が1人の減となっている。

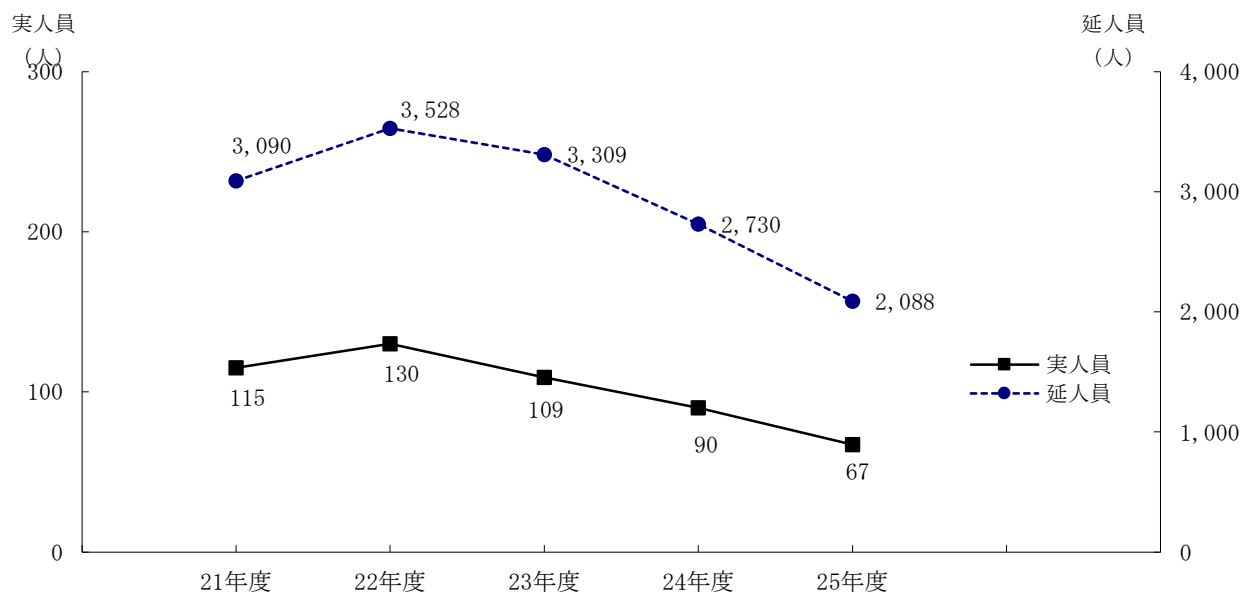
延人員では、前年度と比べ642人減少しており、養護が26人、非行が479人、育成が137人の減となっている。

表23 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

区分 年度	児相別	人員		養護			障害			非行			育成			保健・ その他	合計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数			
		実人員	延人員	児童虐待	その他	小計	肢体不自由	知的障害	自閉症等	小計	ぐ犯行為等	輪法行為等	小計	性格行動	不登校					しつけ	小計	
24 年 度	中央 (昼間一保分除く)	実人員	16	5	21											5	4	4	30	2.1	25.7	
		延人員	399	140	539						61	61	172	172						772		
	弘前	実人員	3	1	4															7	0.6	32.6
		延人員	63	16	79							61	61	48	40	1				228		
	八戸	実人員	14	1	15															27	2.2	30.4
		延人員	396	25	421						158	140	298	56	46	1				821		
	五所川原	実人員																		5	0.4	27.0
		延人員									90	45	135							135		
	七戸	実人員	8	1	9															12	1.3	40.8
		延人員	337	36	373						9	47	56	60						489		
	むつ	実人員	1	2	3															9	0.8	31.7
		延人員	47	39	86						2	2	4	2						285		
	小計	実人員	42	10	52															90	7.5	30.3
		延人員	1,242	256	1,498						387	366	753	393	86					2,730		
中央 (昼間一保分)	実人員																					
延人員																						
合計	実人員	42	10	52						16	11	27	9	2					90	7.5	30.3	
延人員	1,242	256	1,498						387	366	753	393	86						2,730			
中央 (昼間一保分除く)	実人員	15	3	18															26	1.9	26.2	
延人員	375	106	481						147	15	162	38							681			
弘前	実人員	1		1															8	0.7	31.3	
延人員	28		28						5	36	41	181							250			
八戸	実人員	9	1	10															14	1.3	32.6	
延人員	302	28	330						69		69	58							457			
五所川原	実人員	5	1	6															6	0.7	40.8	
延人員	209	36	245																245			
七戸	実人員	7	1	8															9	0.8	33.1	
延人員	252	44	296						2		2								298			
むつ	実人員	1	1	2															4	0.4	39.3	
延人員	43	49	92																157			
小計	実人員	38	7	45						10	2	12	10						67	5.7	31.2	
延人員	1,209	263	1,472						223	51	274	342							2,088			
中央 (昼間一保分)	実人員																					
延人員																						
合計	実人員	38	7	45						10	2	12	10						67	5.7	31.2	
延人員	1,209	263	1,472						223	51	274	342							2,088			

(単位：人) (単位：日)

図14 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移



### ウ 日数別一時保護児童数

平成25年度の日数別一時保護児童数は、29日～60日が36人(53.7%、前年度比10人減)と最も多く、次いで、22日～28日が10人(14.9%、前年度比4人減)となっている。

2週間を超えるものは56人(83.6%)と前年度と比べて17人減少している。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は1人であった。

表24 日数別一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	1日～7日	8日～14日	15日～21日	22日～28日	29日～60日	61日以上	合 計
24 年 度	中央(昼間一保分除く)	10	3	2	2	12	1	30
	弘 前	1		2		3	1	7
	八 戸			6	8	13		27
	五 所 川 原	1			2	2		5
	七 戸		1			10	1	12
	む つ	1			2	6		9
	小 計	13	4	10	14	46	3	90
	中央(昼間一保分)							
合 計	13	4	10	14	46	3	90	
25 年 度	中央(昼間一保分除く)	5	4	6	1	9	1	26
	弘 前	1			2	5		8
	八 戸			1	6	7		14
	五 所 川 原				1	5		6
	七 戸	1		1		7		9
	む つ			1		3		4
	小 計	7	4	9	10	36	1	67
	中央(昼間一保分)							
合 計	7	4	9	10	36	1	67	

## エ 学年別一時保護児童数

平成25年度の学年別一時保護児童数は、小学生が37人（55.2%、前年度比12人減）と最も多い。次いで、中学生が25人（37.3%、前年度比6人減）、高校生その他が4人（6.0%、前年度比2人減）、就学前が1人（1.5%、前年度比3人減）の順となっている。

表25 学年別一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	就学前	小学生				中学生				高校生 その他	合計
				1・2 年生	3・4 年生	5・6 年生	小計	1年生	2年生	3年生	小計		
24 年 度	中央 (昼間一保分除く)	実人員	3	5	6	3	14	3	3	4	10	3	30
		延人員	92	156	83	115	354	43	133	101	277	49	772
	弘前	実人員		1	2	1	4	1	2		3		7
		延人員		16	57	39	112	7	109		116		228
	八戸	実人員	1	3	7	9	19	1	5	1	7		27
		延人員	41	59	223	284	566	24	140	50	214		821
	五所川原	実人員						1	2		3	2	5
		延人員						23	65		88	47	135
	七戸	実人員		2	3	2	7	1	3		4	1	12
		延人員		89	139	89	317	60	82		142	30	489
	むつ	実人員		1	2	2	5	1	2	1	4		9
		延人員		34	70	72	176	22	84	3	109		285
	小計	実人員	4	12	20	17	49	8	17	6	31	6	90
		延人員	133	354	572	599	1,525	179	613	154	946	126	2,730
	中央 (昼間一保分)	実人員											
		延人員											
	合計	実人員	4	12	20	17	49	8	17	6	31	6	90
		延人員	133	354	572	599	1,525	179	613	154	946	126	2,730
25 年 度	中央 (昼間一保分除く)	実人員	1	3	3	4	10	4	6	3	13	2	26
		延人員	47	90	117	111	318	123	152	12	287	29	681
	弘前	実人員		1	1	1	3	2		2	4	1	8
		延人員		40	42	37	119	73		53	126	5	250
	八戸	実人員		2	4	4	10		3	1	4		14
		延人員		92	113	128	333		99	25	124		457
	五所川原	実人員		2		2	4			1	1	1	6
		延人員		98		77	175			34	34	36	245
	七戸	実人員		1	3	4	8			1	1		9
		延人員		36	101	159	296			2	2		298
	むつ	実人員			1	1	2		1	1	2		4
		延人員			43	16	59		49	49	98		157
	小計	実人員	1	9	12	16	37	6	10	9	25	4	67
		延人員	47	356	416	528	1,300	196	300	175	671	70	2,088
	中央 (昼間一保分)	実人員											
		延人員											
	合計	実人員	1	9	12	16	37	6	10	9	25	4	67
		延人員	47	356	416	528	1,300	196	300	175	671	70	2,088

## オ 一時保護児童の退所先

平成25年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が35人(52.2%、前年度比7人減)と最も多かった。次いで、児童養護施設が19人(28.4%、前年度比2人減)、児童自立支援施設が6人(9.0%、前年度比2人減)、その他が3人(4.5%、前年度比11人減)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が2人(3.0%、前年度と同数)、情緒障害児短期治療施設が2人(3.0%、前年度比1人減)の順となっている。

表26 一時保護児童の退所先の状況

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	家庭引取	児童養護 施設	児童自立 支援施設	福祉型障害 児入所施設 (知的障害 児)	情緒障害 児短期治 療施設	家裁送致	その他	合 計
24 年 度	中央(昼間一保分除く)	15	4			2		9	30
	弘 前	2	5						7
	八 戸	13	4	5	1	1		3	27
	五 所 川 原	1	2	1				1	5
	七 戸	10	2						12
	む つ	1	4	2	1			1	9
	小 計	42	21	8	2	3		14	90
	中 央 ( 昼 間 一 保 分 )								
	合 計	42	21	8	2	3		14	90
25 年 度	中央(昼間一保分除く)	12	9	4				1	26
	弘 前	5	2			1			8
	八 戸	10	2	2					14
	五 所 川 原	3	2					1	6
	七 戸	4	2		2			1	9
	む つ	1	2			1			4
	小 計	35	19	6	2	2		3	67
	中 央 ( 昼 間 一 保 分 )								
	合 計	35	19	6	2	2		3	67

### (3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

#### ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成25年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は84人で、前年度と比べて6人減少となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が47人(56.0%、前年度比19人減)、養護(その他)が34人(40.5%、前年度比20人増)、非行が2人(2.4%、前年度比5人減)、育成が1人(1.2%、前年度と同数)の順となっている。

延人員の総数は1,029人で、前年度と比べて315人減少となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が615人(59.8%、前年度比529人減)、養護(その他)が407人(39.6%、前年度比285人増)、非行が5人(0.5%、前年度比48人減)、育成が2人(0.2%、前年度比2人減)の順となっている。

1人平均保護日数(延人員÷実人員)は12.3日で、前年度と比べて2.6日減少となっている。

表27 相談種類別委託一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	養護			障害	非行	育成	保健・その他	合計
			児童虐待	その他	小計					
24 年 度	中央	実人員	12	8	20		1			21
		延人員	209	58	267		1			268
	弘前	実人員	4		4				2	6
		延人員	81		81				21	102
	八戸	実人員	26	2	28		1			29
		延人員	438	12	450		2			452
	五所川原	実人員	7	2	9		4			13
		延人員	185	20	205		45			250
	七戸	実人員	16		16					16
		延人員	229		229					229
	むつ	実人員	1	2	3		1	1		5
		延人員	2	32	34		5	4		43
	合計	実人員	66	14	80		7	1	2	90
		延人員	1,144	122	1,266		53	4	21	1,344
25 年 度	中央	実人員	1	17	18					18
		延人員	59	206	265					265
	弘前	実人員	3	3	6		1			7
		延人員	7	27	34		1			35
	八戸	実人員	21	4	25		1			26
		延人員	149	48	197		4			201
	五所川原	実人員	9	3	12					12
		延人員	279	42	321					321
	七戸	実人員	9	4	13			1		14
		延人員	101	48	149			2		151
	むつ	実人員	4	3	7					7
		延人員	20	36	56					56
	合計	実人員	47	34	81		2	1		84
		延人員	615	407	1,022		5	2		1,029

## イ 委託先別委託一時保護の状況

平成25年度の委託先は、実人員総数84人のうち、児童福祉施設73人（86.9%、前年度比6人減）、里親8人（9.5%、前年度比1人増）、警察2人（2.4%、前年度比1人減）、病院1人（1.2%、前年度と同数）の順となっている。

延人員の総数は1,029人で、児童福祉施設976人（94.8%、前年度比305人減）、里親33人（3.2%、前年度比13人減）、病院17人（1.7%、前年度比4人増）、警察3人（0.3%、前年度比1人減）の順となっている。

また、児童福祉施設の1人平均保護日数（延人員÷実人員）は13.4日で、前年度と比べて2.8日減となっている。

表28 委託先別委託一時保護の状況

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	児童福祉 施設	病院	里親	警察	その他	合計
24 年 度	中央	実人員	17		3	1		21
		延人員	254		13	1		268
	弘前	実人員	6					6
		延人員	102					102
	八戸	実人員	26		2	1		29
		延人員	438		12	2		452
	五所川原	実人員	11		1		1	13
		延人員	236		13		1	250
	七戸	実人員	16					16
		延人員	229					229
	むつ	実人員	3			2		5
		延人員	22			21		43
	合計	実人員	79		1	7	3	90
		延人員	1,281		13	46	4	1,344
25 年 度	中央	実人員	16		2			18
		延人員	255		10			265
	弘前	実人員	7					7
		延人員	35					35
	八戸	実人員	24			2		26
		延人員	197			4		201
	五所川原	実人員	11				1	12
		延人員	320				1	321
	七戸	実人員	12		1		1	14
		延人員	132		17		2	151
	むつ	実人員	3			4		7
		延人員	37			19		56
	合計	実人員	73		1	8	2	84
		延人員	976		17	33	3	1,029



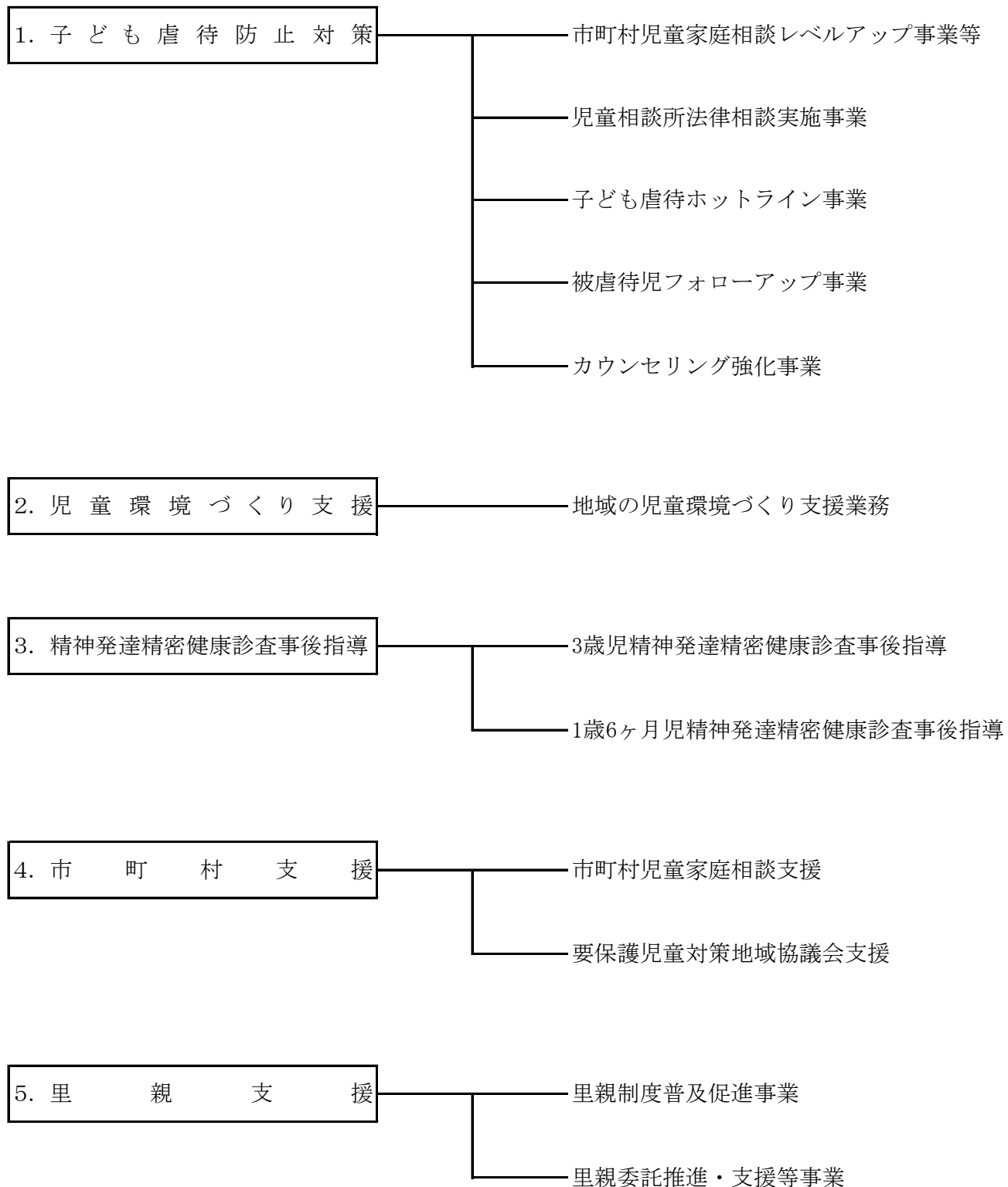


## 第3 児童相談所の事業



県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要を総括すると、下図のようになる。



# 1. 子ども虐待防止対策

## (1) 市町村児童家庭相談レベルアップ事業等

平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、住民に身近な市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口となり、児童虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を進めることとなった。児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援を行うこととされた。

地域の子どもたちを守るためには、市町村と児童相談所それぞれが本来果たすべき役割を果たすとともに、適切に連携できる仕組みを構築する必要があることから、青森県健康福祉部こどもみらい課が実施する「市町村児童家庭相談レベルアップ事業」（「市町村要保護児童対策地域協議会構成員へのサインズオブセイフティ研修」、「市町村職員のための面接技法研修」等）に児童相談所も参画した。

また、各児童相談所において、管内市町村児童家庭相談担当職員を対象とした研修を実施した。

## (2) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇に当たり法的手続き上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、各児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

年度	児 相	相談回数	内 容
23	中 央	1	・児童福祉法第28条の規定による申立ての適否について
	弘 前	1	・親権者の意向に反し、本児の意思に基づく父宅への帰宅
	七 戸	3	・外国籍の母子の在留資格について ・児童福祉法第28条の規定による申立ての適否について ・親権者である母の意向に反し、一時保護児童を登校させることの可否について
24	中 央	2	・児童福祉法第28条の規定による申立てについて ・円滑な就籍をするための法的手続きについて
	弘 前	1	・法第28条第1項による審判申立ての可否および申立ての際の書類について
	八 戸	3	・児童福祉法第28条による申立てについて
25	弘 前	1	・施設入所に関し、共同親権者として父の意向確認の必要性について。父から面会交流希望がある場合の対応について。

### < 参 考 >

児童福祉法第28条（親権者等の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び法第29条（立入調査）又は児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項（立入調査等）の適用件数

（平成25年度実績）

児 相	28 条 適 用	29 条 適 用	9 条 1 項 適 用
中央児童相談所			
弘前児童相談所			
八戸児童相談所			
五所川原児童相談所			
七戸児童相談所			
むつ児童相談所			

### (3) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。

表29 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童福祉施設	親戚	その他	合計
件数	31	1	2	4			41						12	91

表30 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待		1	7	4	6	5	3	1	1	3	1	2	18	16
性的虐待				1		1								2
心理的虐待		1	10	11	7	6	3	1			1	2	21	21
保護の怠慢・拒否			4	1	4	4							8	5
不明														
合計		2	21	17	17	16	6	2	1	3	2	4	47	44

### (4) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度から中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において地域のニーズに合わせて実施しており、平成25年度の実績は下記のとおりである。

表31 児童福祉施設訪問指導

児相	区分	訪問施設数	訪問指導回数	児童実人数	延指導回数	スーパービジョン参加職員数
中央児童相談所		6	57			318
弘前児童相談所		1	9			67
八戸児童相談所		9	65	20	298	182
五所川原児童相談所						
七戸児童相談所		3	2		2	26
むつ児童相談所		5	62	8	62	91

表32 被虐待児集団心理治療指導(児童集団指導、母子集団指導)

区分 児相	児童集団指導			母子集団指導			スーパービジョン 参加職員数
	指導回数	児童数	延指導回数	指導回数	児童数	延指導回数	
中央児童相談所							
弘前児童相談所							
八戸児童相談所	36	11	193				52
五所川原児童相談							
七戸児童相談所	43	18	320				119
むつ児童相談所							

表33 被虐待児個別心理治療指導

区分 児相	児童数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
中央児童相談所	1	7	7
弘前児童相談所	11	36	52
八戸児童相談所	21	192	20
五所川原児童相談	3	24	2
七戸児童相談所	4	11	5
むつ児童相談所			

表34 被虐待児の親への指導

区分 児相	親数	延指導回数
中央児童相談所	2	92
弘前児童相談所	1	4
八戸児童相談所	72	471
五所川原児童相談	5	26
七戸児童相談所	11	28
むつ児童相談所	16	96

(5) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成25年度の実績は下記のとおりである。

表35

児相 \ 区分	実 ケ ー ス 数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央児童相談所	19	21
弘前児童相談所	2	18
八戸児童相談所	16	17
五所川原児童相談所		
七戸児童相談所		
むつ児童相談所		

## 2. 児童環境づくり支援

### 地域の児童環境づくり支援業務

地域の児童相談関係者を対象とした研修会の開催や、地域における児童健全育成活動や児童環境づくり活動の支援を行っている。

児 相	実施年月日	研 修 名	会 場	参 加 者 数
中央児童相談所	H25.11.11	子ども虐待防止要保護児童対策研修会	県 庁	32
	H26.2.21	主任児童委員研修会	県民福祉プラザ	187
弘前児童相談所	H25.8.9	子ども虐待防止要保護児童対策研修会	弘前市総合学習センター	29
	H26.2.14	主任児童委員研修会	板柳町多目的ホールあぶる	229
八戸児童相談所	H26.2.6	主任児童委員研修会	八戸市総合福祉会館	175
むつ児童相談所	H25.9.6	支援者応援セミナー	むつ市中央公民館	55
	H25.9.6	お父さん応援セミナー	むつ市中央公民館	25
	H25.9.7	団士郎漫画トーク	むつ市中央公民館	58



### 3. 精神発達精密健康診査事後指導

#### (1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表36は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表36 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

主訴	相談児童数	診断名									
		正常・正常範囲	精神発達の問題（遅滞）	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	その他	保留
言葉の遅れ	10		9						1		
発音異常											
吃音											
精神発達の遅れ	1	1									
落ち着きがない	1	1									
夜尿・指しゃぶり											
その他	2	1	1								
合計	14	3	10						1		

表37 3歳児精健及び同事後指導状況

児 相	区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中 央	精 健	32	21	24		
	事後指導	22	11	9	12	3
弘 前	精 健	11	12	6		
	事後指導	6	7	9		
八 戸	精 健	33	41	30		
	事後指導	3	1			
五所川原	精 健	11	5	9		
	事後指導	8	8	14	4	4
七 戸	精 健	18	12	13		
	事後指導	13	14	11	5	7
む つ	精 健	13	24	11		
	事後指導	10	10	12	7	
合 計	精 健	118	115	93		
	事後指導	62	51	55	28	14

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表38は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表38 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

主訴	相談 児童数	診 断 名					
		正 常 ・ 正 常 範 囲	精神発達の 問題(遅滞)	言語発達の 問題	情緒発達の 問題	そ の 他	保 留
言葉の遅れ	1		1				
発音異常							
吃音							
精神発達の遅れ							
落ち着きがない							
そ の 他							
合 計	1		1				

表39 1歳6か月児精健及び同事後指導状況

児 相	区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中 央	精 健	2	2	7		
	事後指導		2	3	3	
弘 前	精 健	12	6	5		
	事後指導	4	9	7		
八 戸	精 健	5	2	1		
	事後指導	1	1			
五所川原	精 健	4	5	4		
	事後指導	2	2	8		
七 戸	精 健	2	2	1		
	事後指導	1	2		3	1
む つ	精 健	1	1	1		
	事後指導	3	1			
合 計	精 健	26	18	19		
	事後指導	11	17	18	6	1

## 4. 市町村支援

### (1) 市町村児童家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村児童相談担当者の資質の向上を図るため、児童相談所が市町村児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相談体制の充実を図っている。

#### ① 市町村児童家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開催日数	開催延時間数	延参加者数
中央児童相談所	5	3日	5.5時間	21名
弘前児童相談所	7	1日	6時間	14名
八戸児童相談所	8	2日	4時間	50名
五所川原児童相談所	6	1日	2時間	7名
七戸児童相談所	8	1日	3時間	11名
むつ児童相談所	5			

#### ②市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
七戸児童相談所	8	8	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。

### (2) 要保護児童対策地域協議会

児 相	管内市町村数	設置済市町村数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
中央児童相談所	5	5	2	15	11
弘前児童相談所	7	8	6	10	33
八戸児童相談所	8	5	5	5	13
五所川原児童相談所	6	6	3	10	12
七戸児童相談所	8	8	6	37	17
むつ児童相談所	5	5	2	2	30

注:管内市町村数は平成26年3月31日現在

## 5. 里親支援

### (1) 里親制度普及促進事業 (県・児童相談所主催)

#### ① 普及啓発

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。  
(毎年2相ずつ持ち回り)

児 相	内 容	参 加 者 数
中央児童相談所 (東青里親会共催)	ドラマ上映会「ありがとう、オカン」&養育里親体験談	100名
むつ児童相談所	・平成25年度里親制度普及啓発講演会 講師 幸樹園 里親支援専門相談員 新谷 美奈氏 弘前愛成園 里親支援専門相談員 木村 日美子氏 あけぼの学園 里親支援専門相談員 大川 忍氏 ・養育里親体験談(田浦幸子氏)	30名

#### ② 養育里親研修

家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親の新規認定時に「基礎研修」「認定前研修」を実施している。

研 修 名	会 場	参 加 者 数
<前期> 基礎研修 認定前研修	青森市	10名
<後期> 基礎研修 認定前研修	五所川原市・十和田市	8名・5名
<前期> 更新研修	弘前市・五所川原市	14名・10名
<後期> 更新研修	八戸市・青森市	30名・23名

### (2) 里親委託推進・支援等事業 (県・児童相談所主催)

児 相	内 容	参 加 者 数
中央児童相談所	平成25年度里親委託推進委員会	27名
中央児童相談所	CSPによる里親養育技術研修(全6回×2)	7名
中央児童相談所	CSPによる里親養育技術研修フォローアップ (2回)	11名



# 第4 統 計 表





1-ア 年度別・相談種類別児童受付数（六児相合計）

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	485	695	691	846	810	21.5
	そ の 他	588	437	435	412	502	13.3
保	健	5	6	1	2	7	0.2
障 害	肢 体 不 自 由	154	105	102	92	48	1.3
	視 聴 覚 障 害			1			
	言 語 発 達 障 害 等	338	280	256	91	67	1.8
	重 症 心 身 障 害	260	15	17	36	15	0.4
	知 的 障 害	1,731	1,451	1,451	1,304	1,321	35.1
	自 閉 症 等	25	38	28	30	22	0.6
非 行	ぐ 犯 行 為 等	106	98	90	113	113	3.0
	触 法 行 為 等	83	94	72	74	65	1.7
育 成	性 格 行 動	281	286	355	335	304	8.1
	不 登 校	53	75	80	61	78	2.1
	適 性	58	59	72	77	96	2.5
	育 児 ・ し つ け	25	28	41	43	42	1.1
そ の 他		225	339	220	181	275	7.3
計		4,417	4,006	3,912	3,697	3,765	100.0
中 央		1,020	1,055	996	847	887	23.6
弘 前		940	765	772	672	748	19.9
八 戸		1,054	1,004	1,029	990	993	26.4
五 所 川 原		511	366	371	326	303	8.0
七 戸		531	483	432	634	581	15.4
む つ		361	333	312	228	253	6.7

# 1-イ 年度別・相談種類別児童受付数

## 中央児童相談所

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	107	173	211	212	188	21.2
	そ の 他	115	114	120	132	155	17.5
保 健		3	1	1	2	4	0.5
障 害	肢 体 不 自 由	29	25	9	5	9	1.0
	視 聴 覚 障 害			1			
	言 語 発 達 障 害 等	83	39	29	18	27	3.0
	重 症 心 身 障 害	44	6	2	4	1	0.1
	知 的 障 害	368	351	348	225	216	24.4
	自 閉 症 等	2	1	4	3	3	0.3
非 行	ぐ 犯 行 為 等	34	34	35	24	50	5.6
	触 法 行 為 等	19	23	14	8	19	2.1
育 成	性 格 行 動	89	59	122	136	89	10.0
	不 登 校	11	15	16	13	26	2.9
	適 性	17	15	16	13	33	3.7
	育 児 ・ し つ け	8	11	21	17	10	1.1
そ の 他		91	188	47	35	57	6.4
計		1,020	1,055	996	847	887	100.0

# 1-ウ 年度別・相談種類別児童受付数

## 弘前児童相談所

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	107	108	124	158	136	18.2
	そ の 他	161	108	96	62	103	13.8
保 健		1	3			3	0.4
障 害	肢 体 不 自 由	5	4	9	4	1	0.1
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	39	31	30		4	0.5
	重 症 心 身 障 害	61	4	2	9	5	0.7
	知 的 障 害	401	324	352	285	287	38.4
	自 閉 症 等		6	4	1	3	0.4
非 行	ぐ 犯 行 為 等	26	18	18	16	18	2.4
	触 法 行 為 等	22	27	13	18	16	2.1
育 成	性 格 行 動	55	67	48	65	68	9.1
	不 登 校	8	13	18	13	10	1.3
	適 性	1	3	7	8	5	0.7
	育 児 ・ し つ け	6	5	8	7	9	1.2
そ の 他		47	44	43	26	80	10.7
計		940	765	772	672	748	100.0

# 1-1 年度別・相談種類別児童受付数

## 八戸児童相談所

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	116	246	219	197	209	21.0
	そ の 他	145	101	107	94	133	13.4
保 健			1				
障 害	肢 体 不 自 由	57	40	43	50	14	1.4
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	56	59	52	15	11	1.1
	重 症 心 身 障 害	67	1	9	12	4	0.4
	知 的 障 害	444	389	351	370	356	35.9
	自 閉 症 等	2	9		5	3	0.3
非 行	ぐ 犯 行 為 等	19	22	18	39	18	1.8
	触 法 行 為 等	22	9	23	23	12	1.2
育 成	性 格 行 動	44	47	82	61	75	7.6
	不 登 校	16	19	14	19	20	2.0
	適 性	27	14	32	30	29	2.9
	育 児 ・ し つ け	1	8	10	16	16	1.6
そ の 他		38	39	69	59	93	9.4
計		1,054	1,004	1,029	990	993	100.0

# 1-才 年度別・相談種類別児童受付数

## 五所川原児童相談所

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	36	59	33	73	48	15.8
	そ の 他	39	18	24	22	17	5.6
保 健							
障 害	肢 体 不 自 由	29	12	14	11	7	2.3
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	51	26	44	3	6	2.0
	重 症 心 身 障 害	42	2	3	5		
	知 的 障 害	231	162	171	138	162	53.5
	自 閉 症 等	14	19	16	19	12	4.0
非 行	ぐ 犯 行 為 等	9	5	6	11	8	2.6
	触 法 行 為 等	4	8	7	13	4	1.3
育 成	性 格 行 動	17	27	29	12	15	5.0
	不 登 校	9	11	6	4	6	2.0
	適 性	10	7	9	2	3	1.0
	育 児 ・ し つ け	1	1			3	1.0
そ の 他		19	9	9	13	12	4.0
計		511	366	371	326	303	100.0

# 1-力 年度別・相談種類別児童受付数

## 七戸児童相談所

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	55	64	51	162	146	25.1
	そ の 他	91	58	57	73	72	12.4
保 健			1				
障 害	肢 体 不 自 由	27	16	15	16	9	1.5
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	65	69	61	47	19	3.3
	重 症 心 身 障 害	33			5	4	0.7
	知 的 障 害	174	151	147	203	204	35.1
	自 閉 症 等	5	2	1	2	1	0.2
非 行	ぐ 犯 行 為 等	11	14	8	17	15	2.6
	触 法 行 為 等	9	14	8	11	8	1.4
育 成	性 格 行 動	37	51	49	42	41	7.1
	不 登 校	5	11	20	10	12	2.1
	適 性	1	17	5	24	26	4.5
	育 児 ・ し つ け	5	3	1	3	2	0.3
そ の 他		13	12	9	19	22	3.8
計		531	483	432	634	581	100.0

# 1-キ 年度別・相談種類別児童受付数

## むつ児童相談所

相談種類		年 度				25	
		21	22	23	24	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	64	45	53	44	83	32.8
	そ の 他	37	38	31	29	22	8.7
保 健		1					
障 害	肢 体 不 自 由	7	8	12	6	8	3.2
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	44	56	40	8		
	重 症 心 身 障 害	13	2	1	1	1	0.4
	知 的 障 害	113	74	82	83	96	37.9
	自 閉 症 等	2	1	3			
非 行	ぐ 犯 行 為 等	7	5	5	6	4	1.6
	触 法 行 為 等	7	13	7	1	6	2.4
育 成	性 格 行 動	39	35	25	19	16	6.3
	不 登 校	4	6	6	2	4	1.6
	適 性	2	3	3			
	育 児 ・ し つ け	4		1		2	0.8
そ の 他		17	47	43	29	11	4.3
計		361	333	312	228	253	100.0

## 2-ア 年度別・相談経路別児童受付数（六児相合計）

相談経路		年度				25	
		21	22	23	24	実数	構成比
都道府県・指定都市等	福祉事務所	9	2	11	4	19	0.5
	その他	256	275	291	275	327	8.7
市町村	福祉事務所	162	174	133	124	183	4.9
	児童委員	14	11	9	5	3	0.1
	保健センター	41	27	36	17	13	0.3
	その他	286	246	274	154	106	2.8
児童福祉施設・指定医療機関	保育所	14	23	16	17	13	0.3
	児童福祉施設	271	231	263	221	200	5.3
	指定医療機関	19	5	1	2	1	0.0
児童家庭支援センター			1	1		1	0.0
警察等		256	383	424	542	540	14.4
家庭裁判所		15	11	13	23	28	0.7
保健所及び医療機関	保健所	16	3	7	3	5	0.1
	医療機関	21	52	48	32	30	0.8
学校等	幼稚園	1	2	7	6	1	0.0
	学校	158	186	140	149	150	4.0
	教育委員会等	20	10	5	7	8	0.2
里親		19	16	21	27	61	1.6
児童委員（通告の仲介を含む）		1	4	1		1	0.0
家族・親戚		2,555	2,093	1,978	1,877	1,814	48.2
近隣・知人		92	145	139	111	118	3.1
児童本人		85	50	45	61	63	1.7
その他		106	56	49	48	78	2.1
計		4,417	4,006	3,912	3,912	3,763	100.0
巡回相談（再掲）		(50)	(32)	(21)	(19)		
電話相談（再掲）		(585)	(623)	(531)	(580)	(744)	(19.8)



## 2-イ 児相別・相談経路別児童受付数

相談経路		児相 件数%		中 央		弘 前		八 戸		五所川原		七 戸		む つ	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%		
都道府県・ 指定都市等	福祉事務所			2	0.3	1	0.1			14	2.4	2	0.8		
	その他	76	8.6	50	6.7	85	8.6	25	8.3	62	10.7	29	11.4		
市 町 村	福祉事務所	49	5.6	37	4.9	17	1.7	31	10.2	43	7.4	6	2.4		
	児童委員	1	0.1					2	0.7						
	保健センター	3	0.3			1	0.1			9	1.5				
	その他	8	0.9	22	2.9	30	3.0	15	5.0	27	4.6	4	1.6		
児童福祉施設・ 指定医療機関	保育所			1	0.1	9	0.9			1	0.2	2	0.8		
	児童福祉施設	22	2.5	19	2.5	62	6.2	10	3.3	71	12.2	16	6.3		
	指定医療機関					1	0.1								
児童家庭支援センター				1	0.1										
警 察 等		148	16.8	114	15.2	130	13.1	45	14.9	64	11.0	39	15.3		
家 庭 裁 判 所		8	0.9	2	0.3	9	0.9			9	1.5				
保健所及び 医療機関	保 健 所	1	0.1	1	0.1	2	0.2			1	0.2				
	医 療 機 関	7	0.8	11	1.5	7	0.7	2	0.7	3	0.5				
学 校 等	幼 稚 園	1	0.1												
	学 校	30	3.4	38	5.1	40	4.0	9	3.0	18	3.1	15	5.9		
	教育委員会等			4	0.5	2	0.2			1	0.2	1	0.4		
里 親		17	1.9	5	0.7	12	1.2	10	3.3	17	2.9				
児 童 委 員 (通告の仲介を含む)				1	0.1										
家 族 ・ 親 戚		444	50.4	384	51.2	514	51.8	145	47.9	223	38.4	104	40.8		
近 隣 ・ 知 人		34	3.9	25	3.3	30	3.0			6	1.0	23	9.0		
児 童 本 人		11	1.2	17	2.3	9	0.9	7	2.3	9	1.5	10	3.9		
そ の 他		21	2.4	16	2.1	32	3.2	2	0.7	3	0.5	4	1.6		
計		881	100.0	750	100.0	993	100.0	303	100.0	581	100.0	255	100.0		
巡回相談(再掲)															
電話相談(再掲)		(196)	(22.2)	(206)	(27.5)	(231)	(23.3)	(22)	(7.3)	(53)	(9.1)	(36)	(14.1)		

### 3-ア 年度別相談処理数（六児相合計）

年度 処 理	21	22	23	24	25	
					実 数	構 成 比
助 言 指 導	2,857	2,868	2,912	2,713	2,900	76.7
継 続 指 導	77	68	120	114	101	2.7
他 機 関 あ っ せ ん	8	9	12	8	16	0.4
児 童 福 祉 司 指 導	92	94	57	79	82	2.2
児 童 委 員 指 導						
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託			1			
福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	4	2	1	17	9	0.2
訓 戒 ・ 誓 約	1	1				
児 童 福 祉 施 設 入 所	81	141	104	102	89	2.4
指 定 医 療 機 関 委 託						
里 親 委 託	21	11	25	17	16	0.4
法 27-1-4 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致	1	2	1			
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	780	314	334	245	124	3.3
そ の 他	500	449	408	399	442	11.7
計	4,422	3,959	3,975	3,694	3,779	100.0
中 央	1,028	1,078	1,002	834	902	23.9
弘 前	955	762	776	675	748	19.8
八 戸	1,061	975	1,048	990	1,002	26.5
五 所 川 原	502	377	368	321	300	7.9
七 戸	516	428	472	642	576	15.2
む つ	360	339	309	232	251	6.6

### 3-イ 児相別相談処理数

児相 件数、%	中 央		弘 前		八 戸		五所川原		七 戸		む つ		合 計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
助 言 指 導	725	80.4	633	84.6	716	71.5	229	76.3	416	72.2	181	72.1	2,900	76.7
継 続 指 導	23	2.5	22	2.9	29	2.9	3	1.0	19	3.3	5	2.0	101	2.7
他 機 関 あ つ せ ん	7	0.8	1	0.1	7	0.7	1	0.3					16	0.4
児 童 福 祉 司 指 導	5	0.6	10	1.3	29	2.9	9	3.0	18	3.1	11	4.4	82	2.2
児 童 委 員 指 導														
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託														
福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	6	0.7	1	0.1					2	0.3			9	0.2
訓 戒 ・ 誓 約														
児 童 福 祉 施 設 入 所	28	3.1	15	2.0	18	1.8	6	2.0	13	2.3	9	3.6	89	2.4
指 定 医 療 機 関 委 託														
里 親 委 託	9	1.0	1	0.1	4	0.4			1	0.2	1	0.4	16	0.4
法 27-1-4 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致														
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	13	1.4	13	1.7	34	3.4	17	5.7	27	4.7	20	8.0	124	3.3
そ の 他	86	9.5	52	7.0	165	16.5	35	11.7	80	13.9	24	9.6	442	11.7
計	902	100.0	748	100.0	1,002	100.0	300	100.0	576	100.0	251	100.0	3,779	100.0

#### 4. 年齢別・相談種類別児童受付数（六児相合計）

相談種類 年齢区分	養 護		保 健	障 害						非 行	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等
年齢区分	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
0 ～ 5 歳	281	216	5	9		53	9	186	3		
	34.7	43.0	71.4	18.8		79.1	60.0	14.1	13.6		
6 ～ 11 歳	297	126	1	14		10	3	317	9	11	5
	36.7	25.1	14.3	29.2		14.9	20.0	24.0	40.9	9.7	7.7
12 ～ 14 歳	134	64		10		2		268	7	47	46
	16.5	12.7		20.8		3.0		20.3	31.8	41.6	70.8
15 ～ 17 歳	96	77	1	14		2	2	306	3	54	10
	11.9	15.3	14.3	29.2		3.0	13.3	23.2	13.6	47.8	15.4
18 歳 以 上	2	19		1			1	244		1	4
	0.2	3.8		2.1			6.7	18.5		0.9	6.2
計	810	502	7	48		67	15	1,321	22	113	65
	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

育 成				そ の 他	計	児 相					
性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け			中 央	弘 前	八 戸	五 所 川 原	七 戸	む つ
件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
33		37	18	40	890	225	168	236	51	150	60
10.9		38.5	42.9	14.5	23.6	25.4	22.5	23.8	16.8	25.8	23.7
127	27	26	17	68	1,058	221	206	302	108	156	65
41.8	34.6	27.1	40.5	24.7	28.1	24.9	27.5	30.4	35.6	26.9	25.7
96	43	19	4	38	778	185	175	189	61	108	60
31.6	55.1	19.8	9.5	13.8	20.7	20.9	23.4	19.0	20.1	18.6	23.7
45	8	14	3	32	667	181	121	164	51	107	43
14.8	10.3	14.6	7.1	11.6	17.7	20.4	16.2	16.5	16.8	18.4	17.0
3				97	372	75	78	102	32	60	25
1.0				35.3	9.9	8.5	10.4	10.3	10.6	10.3	9.9
304	78	96	42	275	3,765	887	748	993	303	581	253
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

## 5. 市町村別・相談種類別児童受付数（六児相合計）

児相	相談種類 市町村	養護	養護	保健	肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発 達障害 等	重症心 身障害	知的 障害	発達 障害	ぐ犯 行為等	触法 行為等	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	その他	計	
		(児童 虐待)	(その 他)																
中 央	青森市	177	133	4	7		26	1	197	3	49	18	82	24	33	8	49	811	
	平内町	9	3		2		1		10										
	外ヶ浜町		2						3					1				6	
	今別町		3						1								2	6	
	蓬田村								1									1	
	管 外	2	12						3		1	1	5	1				4	29
	不 明	1	3						1				2			2	3	12	
	計	189	156	4	9		27	1	216	3	50	19	89	26	33	10	58	890	
弘 前	弘前市	80	67	2			3	3	175	2	14	10	51	4	2	2	47	462	
	黒石市	25	11					1	37			3	8	1	1	2	4	93	
	平川市	19	3				1		26			2	5	2	1		14	73	
	西目屋村								1									1	
	藤崎町	7	3		1			1	8		1		1	2			3	27	
	大鰐町		2						9				1					12	
	田舎館村	3							8								3	14	
	板柳町	1	10						15		2	1						1	30
	管 外		2						6	1	1		2			3	7	22	
	不 明	1	5	1					3					1	1	2	5	19	
	計	136	103	3	1		4	5	288	3	18	16	68	10	5	9	84	753	
八 戸	八戸市	180	88		9		8	2	249	2	14	8	56	9	21	6	48	700	
	三戸町	3	2						13		1						1	20	
	五戸町	1	1		1		1		22				3	2		2	2	35	
	田子町								5									5	
	南部町	5	3		1				27			1	4	3	1	1	1	47	
	階上町	11	8		1				15					1	2	2	3	43	
	新郷村								2									2	
	おいらせ町	9	8		2			1	14	1	3	2	6	1	3	1	7	58	
	管 外		19				2		8			1	4		1		12	47	
	不 明		4					1	1				2	4	1	4	19	36	
	計	209	133		14		11	4	356	3	18	12	75	20	29	16	93	993	

児相	相談種類 市町村	養護 (児童 虐待)	養護 (その 他)	保健	肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発 達障害 等	重症心 身障害	知的 障害	発達 障害	ぐ犯 行為等	触法 行為等	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	その他	計
五所川原	五所川原市	32	9		6		4		72	8	5	3	14	5	2	1	9	170
	つがる市	9	4		1		1		40	2	2			1	1		2	63
	鯉ヶ沢町	3	1						14									18
	深浦町	1					1		7								1	10
	中泊町	2							17	1	1		1			2		24
	鶴田町	1	1						12			1						15
	管 外		1															1
	不 明		1							1								2
	計	48	17		7		6		162	12	8	4	15	6	3	3	12	303
七戸	十和田市	50	7		2		8	1	53		3	1	6	3	18		5	157
	三沢市	55	26		3		1	1	77	1	9	5	10	4	3	1	8	204
	野辺地町	5	7					2	12		1		2	1	1	1		32
	七戸町	13	8				3		17			2	4	1	1			49
	六戸町	6	1		2		1		11				2		1		3	27
	横浜町	2	1						5				1		1			10
	東北町	7	3		2		2		14				4	2			2	36
	六ヶ所村	4	7				3		12		1		6	1	1			35
	管 外	3	12				1		3		1		4					24
	不 明	1											2				4	7
	計	146	72		9		19	4	204	1	15	8	41	12	26	2	22	581
むつ	むつ市	72	18		8			1	71		4	5	13	4		1	8	205
	大間町	5							8			1	2					16
	東通村	2	2						10									14
	風間浦村	2							4									6
	佐井村								1				1					2
	管 外	2	2						2							1	2	9
	不 明		1										1			1	2	5
	計	83	23		8			1	96		4	6	17	4		3	12	257
合 計	811	504	7	48		67	15	1,322	22	113	65	305	78	96	43	281	3,777	

※ 市町村名が「不明」は、電話相談で居住地を確認できなかった場合である。

### 6. 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

児相	主訴	相談児童数	診断名									
			正常・正常範囲	精神発達の問題 (遅滞)	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	その他	保留
中央	言葉の遅れ	2		1						1		
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
	その他	1	1									
小計	3	1	1						1			
弘前	言葉の遅れ											
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
	その他											
小計												
八戸	言葉の遅れ											
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
	その他											
小計												
五所川原	言葉の遅れ	4		4								
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
	その他											
小計	4		4									
七戸	言葉の遅れ	4		4								
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ	1	1									
	落ち着きがない	1	1									
	夜尿・指しゃぶり											
	その他	1		1								
小計	7	2	5									
むつ	言葉の遅れ											
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
	その他											
小計												



7. 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

児相	主訴	相談児童数	診断名					保留
			正常・正常範囲	精神発達の問題 (遅滞)	言語発達の問題	情緒発達の問題	その他	
中央	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
	その他							
	小計							
弘前	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
	その他							
	小計							
八戸	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
	その他							
	小計							
五所川原	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
	その他							
	小計							
七戸	言葉の遅れ	1		1				
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
	その他							
	小計	1		1				
むつ	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
	その他							
	小計							

## 8. 児童福祉施設等措置状況（六児相合計）

施設種別	施設名	児相 市町村名							中 央				
		青 森 市	平 内 町	外 ヶ 浜 町	今 別 町	蓬 田 村	管 外	計	弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村	
乳 児 院	青 森 若 葉 乳 児 院	4						4					
	ひ ま わ り 乳 児 院												
	弘 前 乳 児 院								5	1			
児 童 養 護 設	藤 聖 母 園	25	1		1		2	29	7		1		
	弘 前 愛 成 園	3						3	21	6	1		
	浩 々 学 園												
	美 光 園												
	あ け ぼ の 学 園												
	幸 樹 園	13					1	14	5	1			
児 童 自 立 設	子ども自立センターみらい	4						4					
	国 立 き ぬ 川 学 院												
	国 立 武 蔵 野 学 院												
* 情 短	青森おおぞら学園（入所）	4						4	3				
	青森おおぞら学園（通所）												
里 親		13	2		1		1	17	4	1			
ファミリーホーム	が っ ぽ ホ ー ム	3						3					
	陽 気 ホ ー ム 郡 川												
	た ん ぼ ぼ												
障 害 児 施 設	福祉型障害 児入所施設	八 甲 学 園	4					4					
		弥 生 学 園							1				
		う み ね こ 学 園											
		森 田 学 園							1				
		も み の き 学 園											
		は ま ゆ り 学 園											
		も み じ 学 園										3	
		あすなろ療育福祉センター		1					1				
	医療型障害 児入所施設	はまなす医療療育センター（肢体）											
		はまなす医療療育センター（重心）											
指定医療機 関（重心）	八 戸 病 院												
	青 森 病 院												
合 計		73	4		2		4	83	47	9	5		
(再掲：障害児施設)		(4)	(1)					(5)	(2)		(3)		

\*情短 - 情緒障害児短期治療施設

(平成26年4月1日)

弘 前						八 戸									
藤	大	田	板	管	計	八	三	五	田	八	戸	新	お	管	計
崎	鰐	舎	柳	外		戸	戸	戸	子	南	階	郷	い	外	
町	町	館	町			市	町	町	町	部	上	村	ら		
町	町	村	町	外		市	町	町	町	町	町	村	せ	外	
町	町	村	町	外		市	町	町	町	町	町	村	町	外	
													1		1
			2		8										
1				2	11									1	1
			1	7	36										
						20	1						1	2	24
						9		2		3				4	18
						13				1	2		1	4	21
1				5	12										
						2									2
				1	4	3		1					1		5
		1		1	7	15							4	4	23
														1	1
						2		1		1				2	6
						1				1			1		3
				2	2										
				2	3										
						7								2	9
					1										
				1	4										
						2									2
														1	1
2		1	3	21	88	74	1	4		6	2		9	21	117
				(5)	(10)	(9)								(3)	(12)

施設種別	施設名	五所川原								計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町
		児相 市町村名	五所川原市	つがる市	鯉ヶ沢町	深浦町	中泊町	鶴田町	管外					
乳児院	青森若葉乳児院													
	ひまわり乳児院									1	2	1		
	弘前乳児院		1							1				
児童養護施設	藤聖母園	4							4	1	3	1		
	弘前愛成園	2	2	1				1	6					
	浩々学園									1	4			
	美光園									9	2	3	1	
	あけぼの学園									8	4			2
	幸樹園	6	1	1	1	5			14					1
児童自立支援施設	子ども自立センターみらい							1	1					
	国立きぬ川学院													
	国立武蔵野学院													
*情短	青森おおぞら学園(入所)	2							2		1			1
	青森おおぞら学園(通所)													
里親		1				1		1	3					
ファミリーホーム	がっぽホーム													
	陽気ホーム郡川													
	たんぽぽ													
障害児施設	福祉型障害児入所施設	八甲学園	1						1			1		
		弘前市弥生学園												
		うみねこ学園												
		森田学園	1						1					
		もみのき学園									2		1	
		はまゆり学園												
		もみじ学園												
		あすなろ療育福祉センター	1	1						2				
	さわらび療育福祉センター													
	医療型障害児入所施設	はまなす医療療育センター(肢体)												
はまなす医療療育センター(重心)														
指定医療機関(重心)	八戸病院													
	青森病院													
合計		18	5	2	1	6		3	35	22	16	7	5	
(再掲：障害児施設)		(3)	(1)						(4)	(2)		(2)		

\*情短 - 情緒障害児短期治療施設

(平成26年4月1日)

七 戸						む つ						合 計	
六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	六ヶ所村	管 外	計	む つ 市	大 間 町	東 通 村	風 間 浦 村	佐 井 村	管 外		計
													4
					4								5
													9
1				1	7	5		1				6	58
		2			2	1						1	48
					5								29
		3	2		20	11	2					13	51
	1	3		8	26								47
					1	1						1	42
													7
		1			3	3				1		4	22
	2	2	1	2	7	2	1					3	60
													4
													6
													3
				1	2	2		1				3	12
													3
													9
													2
1					4								4
						1	1		1			3	3
													4
													5
													1
2	3	11	3	12	81	26	4	2	1	1		34	438
(1)				(1)	(6)	(3)	(1)	(1)	(1)			(6)	(43)

## 9. 一時保護の状況の推移

児 相	保 護 の 内 容	21 年 度		22 年 度	
		実人員	延人員	実人員	延人員
中 央	中央児相の一時保護 (昼間分除く)	34	884	37	607
	昼間一時保護	15	15	9	9
	保 護 委 託	13	309	25	298
	計	62	1,208	71	914
弘 前	中央児相の一時保護	13	424	8	164
	所 内 保 護	4	4	3	3
	保 護 委 託	19	208	18	516
	計	36	636	29	683
八 戸	中央児相の一時保護	20	696	39	1,291
	所 内 保 護	5	5	11	11
	保 護 委 託	15	72	41	1,019
	計	40	773	91	2,321
五所川原	中央児相の一時保護	11	453	5	202
	所 内 保 護			1	1
	保 護 委 託	8	231	9	354
	計	19	684	15	557
七 戸	中央児相の一時保護	13	320	26	1,040
	所 内 保 護	1	1		
	保 護 委 託	9	99	20	380
	計	23	420	46	1,420
む つ	中央児相の一時保護	9	298	6	215
	所 内 保 護	5	5	3	3
	保 護 委 託	1	2	9	61
	計	15	305	18	279
合 計	中央児相の一時保護 (昼間分除く)	100	3,075	121	3,519
	所 内 保 護 (中央昼間分含む)	30	30	27	27
	保 護 委 託	65	921	122	2,628
	計	195	4,026	270	6,174

(単位：人)

23 年 度		24 年 度		25 年 度	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
38	1,141	30	772	26	681
20	430	21	268	18	265
58	1,571	51	1,040	44	946
20	594	7	228	8	250
2	2	1	1	2	2
13	254	6	102	7	35
35	850	14	331	17	287
26	744	27	821	14	457
8	10	8	8	10	10
26	689	29	452	26	201
60	1,443	64	1,281	50	668
2	23	5	135	6	245
5	83	13	250	12	321
7	106	18	385	18	566
17	559	12	489	9	298
		1	1	1	1
6	368	16	229	14	151
23	927	29	719	24	450
6	248	9	285	4	157
1	6	5	43	7	56
7	254	14	328	11	213
109	3,309	90	2,730	67	2,088
10	12	10	10	13	13
71	1,830	90	1,344	84	1,029
190	5,151	190	4,084	164	3,130

## 10. 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

年度	児 相	養 護				障 害				非 行			
		実 人員 (人)	構 成 比 (%)	延 人員 (人)	構 成 比 (%)	実 人員 (人)	構 成 比 (%)	延 人員 (人)	構 成 比 (%)	実 人員 (人)	構 成 比 (%)	延 人員 (人)	構 成 比 (%)
21 年 度	中 央	41	83.7	666	74.1					6	12.2	195	21.7
	弘 前	9	69.2	329	77.6					3	23.1	83	19.6
	八 戸	15	75.0	499	71.7	1	5.0	26	3.7	3	15.0	163	23.4
	五 所 川 原	6	54.5	199	43.9					4	36.4	176	38.9
	七 戸	10	76.9	224	70.0					2	15.4	40	12.5
	む つ	6	66.7	166	55.7					2	22.2	89	29.9
	計	87	75.7	2,083	67.4	1	0.9	26	0.8	20	17.4	746	24.1
22 年 度	中 央	34	73.9	370	60.1					8	17.4	194	31.5
	弘 前	4	50.0	76	46.3					4	50.0	88	53.7
	八 戸	32	82.1	996	77.1					3	7.7	181	14.0
	五 所 川 原	4	80.0	151	74.8					1	20.0	51	25.2
	七 戸	15	57.7	532	51.2					8	30.8	389	37.4
	む つ	4	66.7	135	62.8					2	33.3	80	37.2
	計	93	71.5	2,260	64.1					26	20.0	983	27.9
23 年 度	中 央	27	71.1	923	80.9					10	26.3	185	16.2
	弘 前	12	60.0	329	55.4					4	20.0	132	22.2
	八 戸	14	53.8	514	69.1					7	26.9	144	19.4
	五 所 川 原	1	50.0	3	13.0					1	50.0	20	87.0
	七 戸	6	35.3	168	30.1					7	41.2	260	46.5
	む つ	1	16.7	59	23.8					3	50.0	114	46.0
	計	61	56.0	1,996	60.3					32	29.4	855	25.8
24 年 度	中 央	21	70.0	539	69.8					5	16.7	61	7.9
	弘 前	4	57.1	79	34.6					1	14.3	61	26.8
	八 戸	15	55.6	421	51.3					10	37.0	298	36.3
	五 所 川 原									5	100.0	135	100.0
	七 戸	9	75.0	373	76.3					2	16.7	56	11.5
	む つ	3	33.3	86	30.2					4	44.4	142	49.8
	計	52	57.8	1,498	54.9					27	30.0	753	27.6
25 年 度	中 央	18	69.2	481	70.6					7	26.9	162	23.8
	弘 前	1	12.5	28	11.2					2	25.0	41	16.4
	八 戸	10	71.4	330	72.2					2	14.3	69	15.1
	五 所 川 原	6	100.0	245	100.0								
	七 戸	8	88.9	296	99.3					1	11.1	2	0.7
	む つ	2	50.0	92	58.6								
	計	45	67.2	1,472	70.5					12	17.9	274	13.1



育成・その他				計				一 日 平 均 人 員 (人)	一 人 平 日 均 数 (日)
実 人 員 (人)	構 成 比 (%)	延 人 員 (人)	構 成 比 (%)	実 人 員 (人)	構 成 比 (%)	延 人 員 (人)	構 成 比 (%)		
2	4.1	38	4.2	49	100.0	899	100.0		
1	7.7	12	2.8	13	100.0	424	100.0		
1	5.0	8	1.1	20	100.0	696	100.0		
1	9.1	78	17.2	11	100.0	453	100.0		
1	7.7	56	17.5	13	100.0	320	100.0		
1	11.1	43	14.4	9	100.0	298	100.0		
7	6.1	235	7.6	115	100.0	3,090	100.0	8.5	26.9
4	8.7	52	8.4	46	100.0	616	100.0		
				8	100.0	164	100.0		
4	10.3	114	8.8	39	100.0	1,291	100.0		
				5	100.0	202	100.0		
3	11.5	119	11.4	26	100.0	1,040	100.0		
				6	100.0	215	100.0		
11	8.5	285	8.1	130	100.0	3,528	100.0	9.7	27.1
1	2.6	33	2.9	38	100.0	1,141	100.0		
4	20.0	133	22.4	20	100.0	594	100.0		
5	19.2	86	11.6	26	100.0	744	100.0		
				2	100.0	23	100.0		
4	23.5	131	23.4	17	100.0	559	100.0		
2	33.3	75	30.2	6	100.0	248	100.0		
16	14.7	458	13.8	109	100.0	3,309	100.0	9.1	30.4
4	13.3	172	22.3	30	100.0	772	100.0		
2	28.6	88	38.6	7	100.0	228	100.0		
2	7.4	102	12.4	27	100.0	821	100.0		
				5	100.0	135	100.0		
1	8.3	60	12.3	12	100.0	489	100.0		
2	22.2	57	20.0	9	100.0	285	100.0		
11	12.2	479	17.5	90	100.0	2,730	100.0	7.5	30.3
1	3.8	38	5.6	26	100.0	681	100.0		
5	62.5	181	72.4	8	100.0	250	100.0		
2	14.3	58	12.7	14	100.0	457	100.0		
				6	100.0	245	100.0		
				9	100.0	298	100.0		
2	50.0	65	41.4	4	100.0	157	100.0		
10	14.9	342	16.4	67	100.0	2,088	100.0	5.7	31.2



## 第5 関係機関との連携状況



# 1. 連絡会議等

## (1) 県・児童相談所・福祉事務所主催

会議等の名称	回数	参加児童相談所
全国児童相談所長会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
全国児童相談所長会総会	1	中央・弘前
東北・北海道児童相談所長会議	1	中央・弘前・八戸・七戸・むつ
東北・北海道地区児童相談所業務研究会	1	弘前・八戸
県内児童相談所長会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
児童相談所業務検討会議	2	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
県内児童心理司会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
県内里親担当者会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・むつ
里親認定事前検討会	3	中央・弘前・八戸
里親委託推進委員会	1	中央・弘前・八戸・五所川原・むつ
青森県里親支援専門相談員会議	2	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸
青森県要保護児童対策地域協議会	1	中央
子ども自立センターみらい出身校連絡会議	1	中央・八戸・むつ
健康福祉部出先機関長会議	2	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
市町村健康福祉関係主管課長会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
地域包括ケアシステム推進会議	1	中央
DV職務関係者等研究協議会	2	中央
青森県精神保健福祉協会理事会・評議委員会	1	中央
障害者地域リハビリテーション推進連絡会議	1	中央
青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会	2	中央
弘前愛成園に入所している児童生徒に関する連絡会議	1	弘前
被措置児童等虐待に係る実態調査のための説明会	1	弘前
障害児入所施設児童への虐待等に係る実態調査説明会	1	弘前
子ども自立センターみらい心理療法担当職員あり方検討会	1	弘前
青森県言語障がい児教育研究大会南大会	1	弘前
青特研知的障害教育部会特別支援学校支部研究大会黒石大会	1	弘前
障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援に関する説明会	1	弘前・七戸
就学指導・就学事務研究協議会	1	五所川原・七戸・むつ
上北地区健全育成推進会議	1	七戸
児童養護施設との情報交換会	9	七戸

## (2) 他 機 関 主 催

## ア 中央児童相談所

分 野	会 議 等 の 名 称	回 数	開 催 地
保健福祉	青森市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	青森市
	青森市要保護児童対策地域協議会	11	青森市
	東津軽郡虐待防止協議会	1	平内町
	平内町要保護児童対策地域協議会	7	平内町
	今別町要保護児童対策地域協議会	2	今別町
	外ヶ浜町要保護児童対策地域協議会	3	外ヶ浜町
	蓬田村要保護児童対策地域協議会	3	蓬田村
教 育	青森県就学指導委員会	1	青森市
	地域生徒指導連絡協議会合同会議	1	青森市
	東青地区特別支援連携協議会総会	1	青森市
	就学指導・就学事務研究協議会	1	青森市
	青森市就学指導委員会	4	青森市
	障害のある児童生徒に対する早期からの一環した支援に関する説明会	1	青森市
警 察	青森県少年サポートネットワーク連絡会議	1	青森市
	青森県被害者支援連絡協議会幹事会	1	青森市
	青森地区犯罪被害者支援ネットワーク定期総会	1	青森市
司 法	少年保護関係機関との連絡協議会	1	青森市

## イ 弘前児童相談所

分 野	会 議 等 の 名 称	回 数	開 催 地
保健福祉	弘前自閉症児者親の会 定時総会	1	弘前市
	平川市保護児童対策地域協議会代表者会議	1	弘前市
	弘前市少年相談センター運営協議会	1	弘前市
	弘前市要保護児童対策地域協議会連絡調整会議	1	弘前市
	黒石市要保護児童対策協議会	1	黒石市
	保育所地域子育て支援センター事業会議	1	弘前市
	市町村要保護児童対策地域協議会アドバイザー派遣事業	1	平川市
	西目屋村虐待等防止協議会連絡会議	1	西目屋村
	藤崎町虐待防止協議会	1	藤崎町
教 育	弘前市教育支援委員会会議	5	弘前市
	黒石市就学指導委員会	2	黒石市
	平川市就学指導委員会	2	平川市
	藤崎町就学指導委員会	1	藤崎町
	ひろさき教育創生市民会議	1	弘前市
	弘前市小学校・弘前地区中学校生徒指導連絡協議会及び定例研修会	2	弘前市
中南地区特別支援連携協議会	3	弘前市	

## ウ 八戸児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	青森県自閉症協会八戸地区総会	1	八戸市
	八戸市子ども家庭相談連絡会議	12	八戸市
	田子町要保護児童対策地域協議会	1	田子町
	おいらせ町要保護児童対策地域協議会	1	おいらせ町
	三戸町児童家庭相談連絡会議	5	三戸町
	南部町要保護児童対策地域協議会	1	南部町
	新郷村要保護児童対策地域協議会	1	新郷村
	階上町児童相談連絡会議	2	階上町
	三八地区特別支援連絡協議会	1	八戸市
	平成25年度第1回八戸市虐待等防止対策会議	1	八戸市
	平成25年度八戸市社会的ひきこもり対策ケース会議	1	八戸市
	平成25年度八戸地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	1	八戸市
	保健・医療・福祉包括ケアシステムに係る現地懇談会	1	南部町
	平成25年度八戸市少年相談センター運営協議会	1	八戸市
	八戸市子ども・子育て会議	4	八戸市
	階上町イジメ問題調査プロジェクト会議	2	階上町
	平成25年度八戸地区犯罪被害者支援ネットワーク総会	1	八戸市
	教育	八戸市小中学校生徒指導研究協議会	1
八戸市中学校生徒指導部会研修会		5	八戸市
少年相談機関関係者懇談会		2	八戸市
司法	家事関係機関との連絡協議会	1	青森市

## エ 五所川原児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	五所川原市要保護児童対策地域協議会	5	五所川原市
	つがる市要保護児童対策地域協議会	5	つがる市
	鱒ヶ沢町要保護児童対策地域協議会	2	鱒ヶ沢町
	深浦町要保護児童対策地域協議会	7	深浦町
	鶴田町要保護児童対策地域協議会	1	鶴田町
	中泊町要保護児童対策地域協議会	5	中泊町
	児童養護施設協議会研修部会	1	青森市
	西北地区特別支援連携協議会	3	つがる市
	心理療法担当職員のあり方検討会	1	青森市
教育	五所川原市就学指導委員会	2	五所川原市
	つがる市就学指導委員会	2	つがる市
	つがる市いじめ不登校問題対策委員会	2	つがる市
	青森県知的障害教育研究大会	1	黒石市
司法	少年保護関係機関との連絡協議会	1	青森市

オ 七戸児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	十和田市要保護児童対策地域協議会	15	十和田市
	三沢市要保護児童対策地域協議会	16	三沢市
	野辺地町要保護児童対策地域協議会	7	野辺地町
	七戸町要保護児童対策地域協議会	8	七戸町
	横浜町要保護児童対策地域協議会	5	横浜町
教育	三沢市就学指導委員会	3	三沢市
	中部上北就学指導委員会	3	七戸町
	上北地区健全育成推進会議	1	七戸町
司法	家事関係機関との連絡協議会	1	青森市

カ むつ児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	要保護児童対策地域協議会代表者会議	2	管内市町村
	むつ市要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	むつ市
	むつ市要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	21	むつ市
	大間町要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	6	大間町
	東通村要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	3	東通村
教育	下北地区こども発達相談連絡協議会	2	むつ市
	下北地区健全育成推進委員会	1	むつ市
	むつ市特別支援教育推進委員会	3	むつ市
	大間町教育ネットワーク会議	3	大間町
	佐井村就学指導委員会	1	佐井村
	東通村保育・教育相談支援委員会	1	東通村
司法	少年保護関係機関との連絡協議会	1	青森市



## 2. 各種行事等への参加

行事等名称	主催	開催地	参加児童相談所
子ども自立センターみらい運動会	みらい	青森市	中央・八戸・五所川原・むつ
子ども自立センターみらい運動会学芸会・模擬店	みらい	青森市	中央・八戸・五所川原・むつ
子ども自立センターみらい児童意見発表会	みらい	青森市	中央・八戸・五所川原・むつ
子ども自立センターみらい卒業を祝う会	みらい	青森市	中央・八戸・むつ
青森市立横内中学校合子沢分教室入学式	青森市立横内中学校	青森市	八戸
荒川中学校金浜分教室入学式	荒川中学校金浜分教室	青森市	むつ
荒川小学校・中学校金浜分教室授業参観	荒川小中学校金浜分教室	青森市	五所川原・むつ
荒川小学校・中学校金浜分教室運動会	荒川小中学校金浜分教室	青森市	五所川原・むつ
荒川小学校・中学校金浜分教室文化祭	荒川小中学校金浜分教室	青森市	五所川原・むつ
青森市立荒川小学校金浜分教室卒業証書授与式	青森市立荒川小学校	青森市	八戸
荒川中学校金浜分教室卒業証書授与式	荒川中学校金浜分教室	青森市	むつ
藤聖母園地域交流会	藤聖母園	青森市	中央
養護施設交流会	県養協	青森市	中央・七戸・むつ
幸樹園まつり	幸樹園	鶴田町	弘前・五所川原・七戸・むつ
弘前愛成園クリスマス会	弘前愛成園	弘前市	弘前
弘前乳児院クリスマス会	弘前乳児院	弘前市	弘前
幸樹園入所児童と里親の交流会	幸樹園	鶴田町	弘前
あけぼの学園地域ふれあい会	あけぼの学園	青森市・十和田市	八戸・七戸
うみねこ学園夏祭り	うみねこ学園	八戸市	八戸
浩々学園夏祭り	浩々学園	八戸市	八戸
うみねこ学園文化祭	うみねこ学園	八戸市	八戸
八戸第二養護学校高等部卒業式	第二養護学校	八戸市	八戸
あけぼの学園卒園式	あけぼの学園	十和田市	八戸・七戸
美光園巣立つ会	美光園	七戸町	八戸・七戸・むつ
八甲学園夏まつり	八甲学園	青森市	七戸・むつ
むつ養護学校卒業証書授与式	むつ養護学校	むつ市	むつ

### 3. 講師派遣等

#### ア 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
青森県里親連合会会員研修	青森市	行動に注目した躰けについて
新規採用養護教諭研修Ⅰ	青森市	児童虐待の現状と対応について
青森県母親大会	青森市	シンポジウム出席
単位民生委員協議会会長研修会	青森市	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
保健大学社会福祉基礎実習指導	青森市	「児童相談所の概要と現状」について
五所川原市就学指導委員会専門員研修会	五所川原市	知能検査の実施方法について
社会福祉主事資格認定講習会	青森市	児童相談業務について
青森県基幹的職員研修	青森市	職員のスーパーバイズについて
初任者研修教職一般研修講座Ⅱ	青森市	児童相談所の役割について
第二養護学校校内研修	青森市	知能検査の実施方法について
筒井小学校校内研修	青森市	児童相談所に関わる児童や家庭の状況と対応
心の健康講座（青森東高校）	青森市	過去・現在・未来の心の発達について
社会福祉法人制度学習会	青森市	最近の児童の特徴（発達障害）について
県南里親会里親研修会兼座談会	八戸市	行動に注目した躰けについて
第一養護学校校内研修	青森市	児童虐待の現状と対応について
新任民生委員児童委員研修会	青森市	児童相談所の事業概要

#### イ 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
美郷保育園内講演会	黒石市	子育てについて
社会福祉主事資格認定講演会	青森市	児童相談所の業務・児童虐待について
鶴田町水元中央小学校内学習会	鶴田町	問題行動が見られる児童の対応について
弘前市北児童センター地域組織活動クラブ教育講座	弘前市	いじめ・不登校の防止について
いのちの電話早田人新人養成講座	弘前市	家族心理学について
CSPトレーナー養成講座	山形市	CSPについて
里親研修会	弘前市	里親制度について
新任民生児童委員研修会	板柳町	児童相談所の事業概要について
東北地区児童家庭支援センター協議会研修会	弘前市	里親委託推進について
福祉・教育懇談会（障害者週間記念大会）	弘前市	「誰もが明るく生きられる社会を」をテーマとしたパネルディスカッション（パネリスト参加）

### ウ 八戸児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
平成25年度児童養護施設職員研修	青森市	施設見学
児童理解研修会	十和田市	児童相談所の役割
平成25年度新任民生委員児童委員研修会	八戸市	児童相談所の事業概要
平成25年度八戸市福祉事務所及び三戸地方福祉事務所合同研修会	八戸市	児童相談所の事業概要

### エ 五所川原児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
なし		

### オ 七戸児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
上北郡民生委員・児童委員協議会総会	七戸町	児童相談所の業務等
十和田人権擁護委員協議会中部上北地区部会	七戸町	児童虐待の現状
児童養護施設職員研修	七戸町・青森市	児童相談所の業務等
横浜町要保護児童対策協議会実務者会議	横浜町	児童虐待の現状
児童理解研修会	十和田市	児童相談所の業務等

### カ むつ児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
大畑小学校校内研修	むつ市	発達障害の理解と対応について
下北郡民生委員・児童委員連絡協議会通常総会	むつ市	こども相談について

## 4. 職員の業務関係研修

### (1) 全国研修・東北・北海道ブロック研修

研修名	主催	開催地	参加児童相談所
東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	東北北海道児童相談所長会	青森市	中央・五所川原・七戸・むつ
東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会	東北北海道児童相談所長会	仙台市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	東北北海道児童相談所長会	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸
児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター	横浜市	弘前・八戸・七戸・むつ
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	子どもの虹情報研修センター	横浜市	中央・七戸・むつ
平成25年度児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	子どもの虹情報研修センター	横浜市	八戸
地域虐待対応研修企画者養成研修	子どもの虹情報センター	横浜市	五所川原・七戸
児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	子どもの虹情報センター	横浜市	五所川原
教育機関・児童相談所職員合同研修会	子どもの虹情報センター	横浜市	五所川原
治療機関・施設専門研修	子どもの虹情報研修センター	横浜市	中央
テーマ別研修「家族への支援」	子どもの虹情報研修センター	横浜市	中央
テーマ別研修「死亡事例から学ぶ」	子どもの虹情報研修センター	横浜市	七戸
平成25年度児童福祉司・児童心理司・一時保護職員等合同研修	子どもの虹情報研修センター	横浜市	八戸
児童福祉司研修ワークショップ	全国児童相談研究会	横浜市	中央・弘前・八戸・七戸
全国児童相談所研究セミナー新潟大会	全児相	新潟市	中央・弘前・七戸
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	国立保健医療科学院	さいたま市	中央
子どもの虐待防止推進全国フォーラム	厚生労働省	別府市	中央
里親対応関係機関職員研修	厚生労働省	さいたま市	中央
児童相談所里親担当者連絡会	家庭養護促進協会	大阪市	中央
社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会	厚生労働省	さいたま市	中央
第24回心の健康会議（新潟市）	日本臨床心理士資格認定協会	新潟市	弘前
HACプログラム講演会「自閉症児の家庭療育」	HACの会・青山こどもの発達とこころのクリニック	東京都	弘前
第96回セカンドステップ盛岡研修会	NPO法人日本こどものための委員会	盛岡市	八戸
2013年度6月司法面接研修	独立行政法人科学技術振興機構	札幌市	八戸
シンポジウム すべての赤ちゃんに愛情と家庭を	日本財団	東京都	八戸
第61回精神保健福祉全国大会	厚生労働省	青森市	八戸・七戸
児童福祉安全委員会全国大会	全国児童福祉安全委員会連絡協議会	札幌市	七戸

## (2) 県内研修

研 修 名	主 催	開 催 地	参加児童相談所
市町村要保護児童対策地域協議会構成 員へのサインズオブセイフティ研修	青森県	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
市町村職員のための面接技法研修	青森県	青森市・八戸市	中央・弘前・五所川原・七戸・むつ
子ども・若者支援に関する「公開講座」	青森県	青森市	中央・むつ
児童相談所職員のためのリスクアセスメント研修	青森県	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
子ども虐待防止要保護児童対策研修会	中央児童相談所	青森市	中央
子ども虐待防止要保護児童対策研修会	弘前児童相談所	弘前市	中央・弘前・五所川原・七戸・むつ
青森県児童養護施設協議会研修会	青森県児童養護施設協議会	青森市	中央・八戸
青森県発達障害者支援フォーラム	青森県	青森市	中央・八戸・むつ
虐待等死亡事例検証に係る説明会/市町村と児童 相談所の連携対応に係るフォローアップ研修	青森県	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・むつ
平成25年度心理判定員研修会	青森県	青森市	弘前・八戸・むつ
平成25年度地域保健関係職員研修	青森県	青森市	弘前
平成25年度青森県児童養護施設協議 会研修会	青森県	青森市	弘前
平成25年度 市町村身体障害者福祉 及び知的障害者福祉業務担当職員基礎	青森県	青森市	弘前
平成25年度 放課後子どもプランコー ディネーター等研修	青森県	青森市	弘前
平成25年度 発達障害児支援リーダー養成研修	青森県	青森市	弘前
平成25年度 親子すくすくスキンシップ事業	青森県	青森市	弘前
平成25年度 発達障害者総合支援事業 ア セスメントツール研修会	青森県	青森市	弘前
東日本・家族支援プロジェクトinむつ～2013～	むつ児童相談所他	むつ市	中央
精神保健福祉総合研修	青森県	青森市	中央
中南県民局地域健康福祉部地域向上セミ ナー及び中南・西北五里親会合同研修会	弘前児童相談所	弘前市	中央
子育て講演会	県連里親会	青森市	中央
世界自閉症啓発デー・発達障害者啓発週間 inあおもり	厚生労働省	青森市	弘前
全国児童相談研究会地域セミナー	全国児童相談研究会青森会	青森市	八戸
平成25年度社会福祉行政新任職員研修	青森県立保健大学	青森市	八戸
平成25年度DV被害者支援相談員研修会	青森県男女共同参画センター	青森市	八戸・むつ
家庭教育研修会	八戸市教育委員会	八戸市	八戸
平成25年度社会福祉主事資格認定講習会	青森県立保健大学	青森市	八戸
精神保健福祉関係者研修会	青森県	八戸市	八戸
青森県院内臓器移植コーディネーター研修会	青森県	青森市	五所川原・七戸
平成25年度性教育研修講座	弘前市教育委員会	弘前市	五所川原
メンタルヘルス科特別セミナー	十和田市立中央病院	十和田市	七戸
北星余市高校教育講演	北星学園余市高等学校	八戸市	七戸
「こころの相談窓口」関係機関等相談担当者研修会	青森県	青森市	七戸
困難事例支援のための関係者スキルアップ研修	むつ市	むつ市	むつ
中南地域県民局地域健康福祉部地域力向上 セミナー及び中弘南黒・西北五里親会合同 研修会	中南地域県民局地 域健康福祉部	弘前市	むつ

## (3) 職場研修・自主研修

研 修 名	主 催	開 催 地	参加児童相談所
児童相談所児童福祉司等基本研修	中央児相	青森市	中央・八戸・七戸・むつ
転任・初任者等職場研修	中央児相	青森市	中央
職場研修（障害児等施設見学）	中央児相	青森市	中央
職場研修（CSPを学びましょう）	中央児相	青森市	中央
児童相談所心理判定員研修会	中央児相	青森市	中央・八戸・五所川原・七戸・むつ
初任者研修・新任職員研修	弘前児相	弘前市	弘前
児童心理司基礎研修	中央児相	青森市	中央・弘前
初任者研修	八戸児相	八戸市	八戸
地域健康福祉部新採用職員職場内研修	青森県	八戸市	八戸
つがる市立向陽小学校「きこえと言葉の教室」見学	五所川原児相	つがる市	五所川原
職場内研修	五所川原児相	五所川原市	五所川原
児童相談所新任者研修	七戸児相	七戸町他	七戸
職場内研修	むつ児相	むつ市	むつ

## (参考) 里親会の事業

### 研修会等

行事名	主催	開催地	参加児童相談所
青森県里親連合会会員研修会	青森県里親連合会	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
青森県里親相互交流会	青森県里親連合会	青森市	中央・七戸・むつ
「子育て講演会」	青森県里親連合会	青森市	中央・弘前・むつ
東北地区里親研修会	全国里親会	宮城県	中央
IFCO 2013大阪世界大会	全国里親会	大阪市	中央・八戸
中弘南黒・西北五地区里親会合同研修会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前・五所川原
県南里親研修会	県南里親会	八戸市	八戸・七戸
里親普及講演会	県南里親会	十和田市	八戸
里親座談会	県南里親会	八戸市	八戸・七戸
里親サロン「ぼかぼか」	県南里親会	八戸市	八戸
第61回八戸市社会福祉大会	八戸市社会福祉協議会	八戸市	八戸
第62回上北郡社会福祉大会	七戸町社会福祉協議会	おいらせ町	八戸

### レクリエーション等

青森県家族交流会	青森県里親連合会	つがる市	中央・八戸
東青里親会レクリエーション・親睦キャンプ	東青里親会	平内町	中央
東青里親会「りんごっこサロン」	東青里親会	青森市	中央
東青里親会「おやじの会」	東青里親会	青森市	中央
中弘南黒里親会交流会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
里親サロン	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
中弘南黒里親会クリスマス会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
青森県里親相互交流会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
県南里親会ブドウ狩り	県南里親会	三戸町	八戸・七戸
夏の親子レクリエーション	県南里親会	新郷村	八戸・七戸
里親サロン「ぼかぼか」新年の集い	県南里親会	八戸市	八戸・七戸
下北里親会里親サロン「タンポポの会」	下北里親会	むつ市	むつ
下北里親会レクリエーション	下北里親会	むつ市	むつ

### 里親役員会等

青森県里親連合会総会	青森県里親連合会	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
東青里親会役員会・総会	東青里親会	青森市	中央
東青里親会役員会	東青里親会	青森市	中央
中弘南黒里親会総会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
中弘南黒里親会役員会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
県南里親総会	県南里親会	八戸市	八戸・七戸
県南里親会役員会	県南里親会	八戸市	八戸
西北五里親会役員会・総会	西北五里親会	五所川原市	五所川原
下北里親会役員会総会	下北里親会	むつ市	むつ





---

## 児 童 相 談 (平成 25 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室  
(青森県中央児童相談所)

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 平成 27 年 1 月

---